

アルジェリア戦争と日仏関係

——日仏友好とA A連帯の狭間で——

藤 井 篤

はじめに

一九六二年七月に達成された植民地アルジェリアの独立は、それに要した人的・物的コストの大きさや、それが宗主国フランスに与えた衝撃の大きさゆえに、現代史の重要なテーマであり続けている。

フランス人研究者たちはこの歴史的事件を当然のように自国史の出来事として論じてきた。すなわちフランス一国史の枠内で扱ってきた。フランス人の態度として無理からぬ側面もあるが、この戦争をフランス史の枠内でのみ捉えようとするアプローチには大きな限界があると言わねばならない。アルジェリア戦争は国連総会が民族解放戦争を正面から討議した最初の事例である。アラブ世界をはじめとするアジア・アフリカの民族主義運動はこの紛争に重大な関心を寄せ、国連を通じて対仏圧力をかけ、アルジェリアの独立を促そうとした。民族解放勢力も国連本部ビルに出

入りしつづ宣伝活動に努める一方、世界各国に使者を送り込み、各界から闘争への支持を獲得すべく外交活動を繰り広げた。他方、この紛争を国内問題だとみなして国連の介入を拒否するフランスも、民族解放勢力への対抗上、自己の立場の正統性を訴えつつ、同盟国・友好国に支持と理解を求めて華々しい外交的駆け引きを演じた。アルジェリア戦争はフランス政府と民族解放勢力の軍事的闘争であるだけでなく、世界規模で展開された外交戦・宣伝戦でもあったのだ。

こうした側面に着目して近年台頭しているのが、アルジェリア戦争を国際関係史の問題として把握しようとする研究動向である。この国際関係史的アプローチの担い手は主に非フランス人研究者たちであるが、フランス現代史研究所が開催した国際的コロク「アルジェリア戦争とフランス人」は「世界の中のアルジェリア戦争とフランス」というパートを設け、仏米関係、仏独関係、仏伊関係などの二国間関係においてこの戦争の反響をとり上げている。モノグラフィックな研究としては、仏米関係に焦点を合わせた考察として、エル・マシャト、ウォール、コナリーらの仕事がある。また英仏関係の立場からトーマスが、独仏関係の角度からカーン・ミューラーが、各々この紛争を論じている。⁽¹⁾

これらの国際関係史的アプローチによる中心的議論のひとつは、脱植民地化 (decolonisation) と冷戦との関連如何である。インドシナ戦争の場合とは違って、アルジェリアの民族解放勢力の中には有意な共産主義勢力を認めることはできない。マグレブ (北アフリカ) では元来共産主義勢力は微弱であったし、周辺地域には民族解放運動へ支援の手を差し伸べてくれるような共産国もなかった。独立戦争への共産圏からの支援は極めて抑制されたものであった。だがそれでも、アルジェリア独立闘争に対してソ連共産圏が少なくとも公式には好意的立場を示したことは、民族解放勢力を背後で操作しているのは共産主義勢力だという主張をフランスに許した。またフランス本国には、この戦争を批判し、アルジェリア人民の独立を支持する強大な共産党があったから、この民族主義と共産主義の「共謀」を

説く議論は一定の真実味をもった。フランスはこの「共謀」論をレトリックとして利用することによって、アルジェリアでの戦争を「共産主義からの西欧防衛の戦い」として正当化し、西側諸国に対仏支持を要求したのである。

アメリカ合衆国は、マグレブでの共産主義の影響力が微弱なことを知りながら、フランスの立場を支持しようとした。同盟国フランスが北大西洋条約機構NATOから離脱したり、さらにまたアルジェリアの急速な独立から生まれる社会的混乱が共産主義の浸透を招きかねないことを恐れたからである。しかし過度にフランスを支持すれば、アラブ世界は「植民地主義の共犯者」アメリカに反発し、ソ連共産圏へと接近しかねなかった。かくてこの問題へのアメリカの立場はアンビヴァレントなものになり、それがまた仏米関係に緊張と対立をもたらすのである⁽²⁾。

今日の冷戦研究では、米ソ超大国の世界戦略から国際政治の因果を説明するアプローチが反省され、欧米間すなわち大西洋同盟内部での矛盾や対立に焦点を合わせたり、さらに同盟の外部に位置する第三世界地域の役割をも視野に入れたアプローチが現れている⁽³⁾。要するに、これまで冷戦の「客体」ないし超大国の操作対象とみなされてきた地域を、アクターとして評価する研究が台頭している。

さらに方法論でも革新がある。言説分析の立場から、冷戦のもつレトリックないし虚像としての側面を追求しようとする研究である⁽⁴⁾。国際政治上の最大の対立軸として機能する米ソのイデオロギー対立の下で、各国は国内・対外政治上の目標を設定・達成しようとする際に、しばしばそれを冷戦のレトリックで正当化した。西側においては、共産主義の脅威が切迫していない場合でも、その脅威を主張する言説は、政治的支持の調達や政敵への牽制の道具として使われた。かくて東西対立とは本来別の地平に属する脱植民地化も、冷戦の論理と交錯し、そこに組み込まれていく。脅威を創出・操作していく言説政治という観点から冷戦を見直すことは、冷戦のインパクトを相対化し、その虚像と実像を統一的に理解することにつながるであろう。

このように考えれば、アルジェリア戦争は冷戦研究にとっても有意義な分析事例たりうるだろう。前述の通り、この紛争は東西対立の外側ないし周辺で発生しながら、冷戦のレトリックによって操作され、紛争当事者が相互に支持獲得を競い合う国際政治上の争点となる一方、当事者と支援国の矛盾・対立を顕在化させたからである。

ところでこれまでの研究史では、アルジェリア戦争を日仏関係の立場から論じた研究は皆無である。日仏関係の非政治的性格の他に、マグレブと日本の間の地理的な懸隔の巨大さ、交渉の乏しさを考えれば当然のことであり、こうしたテーマの設定はいかにもナンセンスなものに思えるかもしれない。当時も今も多くの日本人にとってマグレブは遠い未知の世界であり、関心も決して高くはない。

日本はそもそもこの問題に直接の関係をもたなかったが、一九五五年四月、第一回アジア・アフリカ会議（バンドン会議）に参加することを通じて、結果的に関わりをもつことになる。この会議はマグレブの民族主義者たちの参加も得て、北アフリカ人民の自決と独立の権利を承認することを声明したからである。これ以後日本はこの民族自決権承認の立場に拘束される。日本は戦後世界で西側自由主義陣営の一員として生きていくことを選択しながら、歴史的経緯からアジア諸国にも配慮しなければならなかった。こうした微妙な立場にある日本がこの紛争にどのように対応したか、それが日仏関係にどのように作用したかは、追求に値するテーマではあるまいか。

以下の行論では、紛争の発生、国際化、国連総会への上程、日本への波及という問題の展開に沿って、日本、フランス、民族解放勢力の三者の関係を追跡する。日本がこの問題にどのようにアプローチしたか、フランスがそれに対してどのような外交的反応を示したか、他方それに対抗して民族解放勢力はどのように対日攻勢をかけたか、さらにそこに冷戦のレトリックがどのように利用されているかを見よう。日仏両国の外交文書を基礎資料として動員する。

- (1) Jean-Pierre Rioux (dir.) *La guerre d'Algérie et les Français*, (Paris : Fayard, 1990) ; Samya El Machat, *Les Etats Unis et l'Algérie : De la méconnaissance à la reconnaissance 1945—1962*, (Paris : l'Harmattan, 1996) ; Irwin M. Wall, *France, the United States, and the Algerian War*, (Berkeley, University of California Press, 2001) ; Matthew Connelly, *A Diplomatic Revolution : Algeria's Fight for Independence and the Origins of the Post-Cold War Era*, (Oxford : Oxford University Press, 2002) ; Martin Thomas, *The French North African Crisis : Colonial Breakdown and Anglo-French Relations, 1945—62*, (London : Macmillan, 2000) ; Jean-Paul Cahn & Klaus Jürgen Müller, *La République fédérale d'Allemagne et la guerre d'Algérie (1954—1962)*, (Paris : Félin, 2003).
- (2) 藤井篤「冷戦と脱植民地化——アルジェリア戦争と仏米関係」『国際政治』第一二四号、二〇〇三年。
- (3) 冷戦研究の動向については、田中孝彦「冷戦史研究の再検討——グローバル・ヒストリーの構築にむけて」一橋大学法学部創立五〇周年記念論文集刊行委員会編『変動期における法と国際関係』有斐閣、二〇〇一年所収。同「序論 冷戦史の再検討」『国際政治』第一二四号、二〇〇三年。
- (4) Martin J. Medhurst, & H. W. Brands (eds.), *Critical Reflections on the Cold War : Linking Rhetoric and History*, (Texas A & M University Press, 2000).

一 紛争の発生

(1) アルジェリア戦争の勃発と日本

一九五四年一月一日未明にアルジェリア各地で民族解放戦線 (FLN ≡ Front de libération nationale) を名のる集団によって同時多発で遂行された爆破、放火、電話線切断等の破壊行為はフランス本国に衝撃を与えた。マンデス ≡ フランス内閣は直ちに現地駐留仏軍を三倍以上に増強することを指示し、「この反乱に対しては、われわれは如何なる寛容も如何なる妥協も行わないだろう。(中略) アルジェリアと本国との分離などは考えられないことである」と

して、反乱鎮圧の姿勢を明らかにした。劇的なインドシナ停戦を実現し、チュニジアに「内政上の自治」を約束したマンデスのようなりべラルな政治家にとつても、アルジェリアがフランス領たることには何ら疑問の余地がなかった。とはいえ、当時フランス本国では、この事件をインドシナ戦争に続くもうひとつの植民地戦争の幕開けだと考える者はいなかった。モロッコやチュニジアで断続的に生起してきた民族主義勢力のテロが、いよいよアルジェリアにも飛び火したものと理解されたのである。⁽¹⁾

ではそれを仕掛けたFLNの側の認識はどうだろうか。FLNの発した一〇月三一日付の声明によれば、目的は民族独立であり、主権的・民主的・社会的なアルジェリア国家の再興によって、また人種・宗教の区別のない基本的自由の尊重によって、それを達成するとしている。さらにより具体的な闘争目標としては、革命的民族運動の正常化、腐敗や改良主義の根絶という対内的目標に並んで、対外的目標として、①アルジェリア問題の国際化、②アラブ・イスラム的枠組の下での北アフリカの統一の実現、③国連憲章の枠内での、この解放運動を支援するすべての民族への共感の表明、が挙げられている。⁽²⁾ここで明らかのように、FLNはこの民族解放闘争の開始の段階から問題を国際化し、国際的な支援を仰ぐことを目標としていた。新しい主権国家の創設というナショナルな目的を達成するのに、トランスナショナルな回路に訴えようとしたのである。この回路の中に国連憲章が意識されていることにも注意しよう。さてこれに対する日本の反応はどうであったか。当然ながら日本政府は反応せず、新聞もアルジェリアの事件を直ちには報じなかった。『朝日新聞』はようやく一月三〇日付で、「仏軍、反徒の一団と衝突」というごく小さな記事を載せている。一九五五年に入っても同紙の紙面では、「新アルジェリア総督」(一月二六日付)、「アルジェリアに非常事態宣言か」(四月二日付)、「仏、非常事態を宣言」(四月七日付)と、いずれも極めて小さな扱いであった。やや大きな扱いになるのは、この年の八月にアルジェリアとモロッコで起こった大暴動の報道(八月二二日付)からであ

る。「北ア問題に仏の悩み」(八月二七日付)、「仏の北アフリカ政策」(八月二九日付)、「アルジェリア問題の推移」(一月一二日付)は、いずれも大きな扱いでアルジェリアの植民地状態を解説している⁽³⁾。

一方、駐日フランス大使レヴィ (Daniel Lévi) は一九五五年八月の本国宛の報告で、母国語しか知らない日本人にとって、北アフリカの事件を教えてくれる解説報道はないとしながら、「日本の世論は、植民地主義は古くなっており、日本は今後それが自然に滅びるのを待てばいいと本能的に考えている」と述べている⁽⁴⁾。以後もレヴィは日本の報道の乏しさを繰り返し指摘している。このメディアの無関心は、日本とマグレブの関係の希薄さを考えれば何ら不思議ではない。

パリの日本大使館はどう反応しただろうか。日本の外交文書を見る限り、西村熊雄駐仏大使の本省宛報告書には長らく何も出てこない。比較的まとまった報告が現れるのは、戦争勃発から一年が経とうとする一九五五年一〇月のことである。報告書はアルジェリア、チュニジア、モロッコのマグレブ三地域を概観しながら、「突如暴動事件が勃発した」アルジェリアについては、仏軍兵力の増強・展開やE・フォール首相およびスーステル (Jacques Soustelle) 総督による改革案を紹介している⁽⁵⁾。だがそのトーンは冷やかであり、アルジェリアと本国の関係を強化しようとする統合政策を「既に時代錯誤である」と批判し、民族主義要求に軍事的鎮圧をもって臨むフランスの姿勢について言う。

「長年に亘り建設した祖父代の遺産を維持しようとするのは当然である。然し徐々に目醒めつつある原住民の欲求を唯単にそれがフランス人の利益に反するが故抑圧せんとするのは anachronism である」。

フランス植民地主義への批判的な視線は明確である。アルジェリア問題が日本人外交官の関心を引くのはいささか遅れたが、この問題が「今後歴代の仏国政府に課せられる最大の課題となることは疑いない」という西村の見通しは正確であった。

(2) バンドン会議をめぐる日本とフランス

戦後の日本外交の基調が対米協調にあることは言うまでもない。だがそうした外交路線の採用は、一般に考えられているほど自明のものではなかった。敗戦直後から日本の再建計画の研究は始まっていたが、外務省特別調査委員会の報告書『日本経済再建の基本問題』は、現代世界には国境を越えた経済の緊密なつながりが形成され、グローバルな国際経済システムが成立しているという現状認識から出発する。英米自由主義圏とソ連社会主義との対立を内包しつつも、国際経済のネットワーク化が「一つの世界」を形成しつつある、というのが冷戦開始以前の認識であった。アメリカ占領下の日本がとるべき道はアウタルキーではありえなかったが、さりとて日本は英米圏に一方的にコミットするのではなく、英米圏とソ連圏の「境界」で両世界の架け橋たらんとする中立主義的志向性をもっていた。⁽⁶⁾

一九四七年以降米ソ対立は顕在化し、「二つの世界」は「二つの世界」へと分裂していく。この情勢変化は日本の英米圏への連携を決定的にするはずだが、事態は単純には進行しない。そもそも日本の復興にとってアジアの市場は、食糧・原料の供給源としても工業製品の販路としても不可欠であった。前述の報告書も、日本がアジア諸国と経済的に結びつく地域主義の方向を展望している。このアジア地域主義へのコミットメントは、日本の一方的な対米従属に歯止めをかける役割を果たす。アジアに位置しながら先進工業国として欧米諸国ともつながる日本は、「南北の対立」を克服する立場を主張できた。社会主義圏を排除しないこの「南北の架け橋」論は、「東西の架け橋」論の変形バージョンとして、冷戦開始以後も訴求力を失わなかった。アジア地域主義は日本が「東西（南北）の架け橋」たるための足場をなす。このアジア地域主義へのコミットメントを、国際経済の自由主義的ネットワーク化を主導するアメリカと対立しないように進めることが、日本外交の課題であった。⁽⁷⁾

一九五四年一二月に成立した鳩山内閣もこうした問題意識を有していた。アメリカとの協調を大前提とした上で、

一定の「対米自立」を模索するのである。そのための手がかりはアジアにある。国連への加盟を実現するためにも、アジア諸国の支持は不可欠であった。

その日本にとってアジアへの接近・復帰を果たす機会がやってくる。アジア・アフリカ会議（バンドン会議）の開催である。この会議の開催は、インドなど五ヶ国首脳が集まった一九五四年四月のコロンボ会議で構想され、一二月のボゴール会議で決定された。アメリカは中華人民共和国が参加するこの会議を警戒したが、反米感情の隆起を恐れ、会議の開催には反対せず、親西側諸国の参加と役割に期待した。会議への招請を受けた日本は、アメリカの意向を探った上でこの会議への参加を決め、インドのネルーが持ち出すであろう平和共存などの「平和五原則」を封じ込めるために、国連憲章に依拠した「バンドン平和宣言」案を準備した。ネルーの「平和五原則」は、米ソ対立の狭間でいずれの陣営にも従属せずにA A諸国が生きていく、非同盟・脱冷戦の構想であった。日本がそれに対置した国連憲章中心主義は、冷戦を所与の前提とし、集団的自衛権を容認するものであった。

平和の問題と並んでとり上げられることが疑いなかったのは、植民地主義の問題である。想定される討議対象地域は、オランダ領西イリアンとフランス領北アフリカであった。外務省内には、特定植民地主義への非難が西欧友好国との関係を悪化させかねないことへの懸念もあったが、国連憲章に則り平和的解決を図るといふ趣旨の提案なら賛成するという方針が固まった⁽⁸⁾。平和の問題が体制選択すなわち冷戦の問題にぶつからざるをえないのに対して、植民地主義は冷戦とは一応別次元の問題であり、会議がこれへの非難において一致することは明らかであったからだ。

他方、英米とともに東南アジア条約機構SEATOの一員であるフランスは、この会議をどう見ていただろうか。一月以降英米仏は意見交換を行い、会議の開催には反対しないが、非共産主義アジア諸国の会議参加が望ましいこと⁽⁹⁾で一致していた。しかしそれでも米国と英仏の立場の違いは埋まらなかった。それは英仏が植民地宗主国であること

による。三月初めにアメリカは、アジア・アフリカにおける植民地宗主国の利益に好意的だと見られないように留意する、という自国の立場を仏外務省に知らせてきた。アメリカは植民地主義の問題を冷戦とは区別し、これとは距離をとった。フランスにとつてのアキレス腱は、言うまでもなく北アフリカ問題である。

フランス外相ピネ (Antoine Pinay) は三月八日付東南アジア諸国駐在大使館宛に、「その(バンドンでの議論の)反響はやはりアジアでもアフリカでも相当なものになるだろう。できればこれらの大陸での西欧大国の政策に対して、全体としてあまり明確な反対論が出ないことが望ましい」として、バンドン会議が北アフリカ問題を討議しないよう接受国政府への働きかけを指示した⁽⁹⁾。だがしかしその直後にインドネシア駐在大使シヴァン (Renaud Sivan) がピネに報告したように、インドはもちろん、パキスタンやセイロンの外交当局者たちも北アフリカ情勢に関心をもっており、この問題がとり上げられることは避けられそうになかった。ピネ自身も一七日の国民議会外交委員会で、「いくつかのアジア・アフリカ領土での西欧の影響力の維持や植民地体制を非難する、最も明確な決議が上がると思われる」と見通しを述べているほどである⁽¹¹⁾。

四月一八日、インドネシアのバンドンで二九ヶ国の参加を得て、第一回アジア・アフリカ会議は始まった。日本からは、国会のある重光葵外相に代わり、高碕達之助経済審議庁長官の率いる代表団二一名が乗り込んだ。他方、モロッコ、チュニジア、アルジェリアのマグレブ三地域は「北アフリカ統一代表団」をもつて臨み、FLNはここにアイト・アーメト (Hocine Ait Ahmed)、ムハマド・ヤジド (M'hamed Yazid) らを投入してきた。

本稿の性格上、植民地主義についてのみ触れるが、政治問題を扱う代表者会議は「従属民族に関する諸問題」を議題としてとり上げ、最初の二日間を北アフリカ問題に充てた。イラク代表は北アフリカ人民を隷属させているフランスを、植民地問題に現実的な態度をとる英米蘭と対比し、内政上の自治のための交渉が合意に至らないチュニジア、

正統なスルタンが追放されたモロッコ、爆撃・殺戮の標的となつてゐるアルジェリアの現状を慨嘆した。同じくシリア代表も自治交渉の遅滞したチュニジア、全土が強制収用所と化したモロッコと並んで、隠れた戦争状態にあるアルジェリアを憂慮した。

一方、パキスタン代表はチュニジア、モロッコについて自治 (self-government) を支持しながら、アルジェリアについては問題検討の必要を述べるに留まつた。AAグループのなかの反共親米国家パキスタンは、植民地が独立後に「もうひとつの帝国主義」としての社会主義陣営に吸引されることを懸念していた。フィリピン代表は英米を好意的に評価したが、フランスへの賞賛の言葉はなかつた。

これらに対して「北アフリカ代表団」は激烈にフランスを非難する英語版の声明文を配布し、北アフリカの占領は不当であり、フランスは他の植民地宗主国と違って、植民地紛争の平和的解決の先例をひとつもっていないと決めつけた。さらに同代表団は、この会議のみならず第一〇回国連総会の議事日程に、アルジェリア問題を入れることを求めた。⁽¹²⁾

参加国は西欧植民地主義への非難で一致はしたが、セイロン、トルコ、パキスタンが東欧諸国を「共産主義型植民地主義」の例として非難したため、中国や北ベトナムは反発した。この問題は植民地主義に関する起草委員会に持ち越され、四月二四日、最終コミュニケが採択された。⁽¹³⁾ このなかで植民地問題はどのように扱われただろうか。

バンドン会議最終コミュニケのD項「従属下の民族の諸問題」の一は、植民地主義全般への会議の基本的立場を示す。会議は、(a) 一切の植民地主義はただちに終結されるべき悪だと宣言し、(b) 外国による征服・支配は基本的人権の否定であり、国連憲章に反し、世界平和の障害だと主張し、(c) 従属下のあらゆる民族の自由と独立の大義を支持し、(d) 従属下の民族に自由と独立を与えるように関係諸国に要求する。これに続くD項の二は、特別にマダガスカル三地域に

ついで言及している。

「北アフリカの不安定な情勢および北アフリカ諸国人民の自決権の一貫した否定を考慮して、アジア・アフリカ会議は、アルジェリア、モロッコ、チュニジアの人民の自決と独立への権利に対する支持を宣言し、フランス政府がすみやかにこの問題を平和的に解決するように要請した。」⁽¹⁴⁾

D項の一は植民地主義を明確に否定し、その即時廃絶を求めているが、全体としてコミュニケのテキストは抽象的であり、特定植民地主義を非難するものではない。ここに「共産主義型植民地主義」批判を読み取ることも困難である。D項の二は特定植民地に言及した唯一の項目だが、やはりフランスを断罪することを避け、紛争の平和的解決を促す内容となっている。とはいえ、アルジェリアも含めてマグレブ三地域について、「人民の自決と独立への権利」を認めたことは画期的であろう。フランスのマグレブ支配を即時終結されるべき植民地主義の代表例とみなす点では、親西側諸国も含めてA A世界では広範な一致があったのである。バンドン会議において植民地主義は冷戦の論理と一時交錯したが、やはりそれとは別個の問題として位置づけられたのである。

フランスはこの結果をどう受け止めただろうか。ロベール・シューマン (Robert Schumann) は外交委員会、A A諸国が一枚岩ではないこと、最終コミュニケが周恩来のおかげで穏健化されたこと、アルジェリアについては示唆以上のものがないことを挙げ、バンドン会議の意義を低く評価した。⁽¹⁵⁾ だがコミュニケのテキストがどうであれ、ジャカルタからシヴァン大使がパリの本省宛に、「忘れてはならないが、わが国を弁護する代表団は皆無だったし、わが国はまさに全員からひどく非難された」⁽¹⁶⁾と報告したように、バンドンでフランスが最もひどい植民地主義の実践者として、A A諸国から総攻撃にあったことは蔽うべくもなかった。同じインドネシアでこの会議の行方を注視していたイギリス大使がその内容の意外な穏健さに安堵した⁽¹⁷⁾ことは対照的である。

日本のバンドン会議での役割は決して積極的なものではなかった。アジア諸国に大東亜共栄圏の記憶を呼び起こさないためにも、日本は政治問題については発言を抑制するというのが当初からの基本方針であった。バンドンで日本代表はおそらくFLN代表と言葉を交わすこともなかったろうし、アルジェリア問題の今後の展開を見通していたとも思えない。西イリアン問題への対応をめぐる、会議直後に日本がオランダ政府から抗議を受けたのは対照的に、北アフリカ問題はこの時点では日仏関係に緊張を生まなかった。⁽¹⁸⁾しかし日本がこの会議に参加し、北アフリカ人民に「自決と独立への権利」を認めたことは後に大きな意義をもつ。日本はこの会議への参加を通じてアジアへの復帰を果たし、翌年末には念願の国連加盟を実現するが、その結果国連を舞台にしたFLNの国際化戦略の渦中に、日本も巻き込まれていく。アルジェリアへの民族自決権の承認を支持した日本は、AA諸国への連帯とフランスとの友好との板挟みに苦悩するのである。

- (1) Bernard Droz et Evelynne Lever, *Histoire de la guerre d'Algérie, 1954-1952*, (Paris: Seuil, 1982), p. 59 ff; Georgette Elgey, *La République des tourments, 1954-1959*, t. 1, (Paris, Fayard, 1992), p. 295 ff. 藤井篤「第四共和制下のアルジェリア政策——レジャームの崩壊との関連で(一)」『法学雑誌』三五卷二三号、一九八八年、三七〇頁以下。
- (2) *Les Archives de la révolution algérienne, rassemblées et commentées par Mohammed Harbi*, (Paris: Editions Jeune Afrique, 1981), doc. 13.
- (3) 『朝日新聞』の記事検索データベースでは、「アルジェリア」で検索できる記事は一九五四年一月一日から一九六二年七月一日までの間に一、九八九件あるが、一九五四年に一件、一九五五年に五八件、一九五六年に一四九件と徐々に増えていく。
- (4) Ministère des Affaires étrangères, Archives diplomatiques, Paris (以下MAEと略), série Asie, sous-série Japon, vol. 94. Note, Daniel Lévi, ambassadeur de France à Tokyo, à Antoine Pinay, ministre des Affaires étrangères, no. 1116/AS, 26 août 1955.
- (5) 外務省外交史料館、外務省記録マイクロフィルム、A〇三二二、電信第一二七七号、西村熊雄大使から重光葵外相へ、一九五五

年一〇月一九日。この報告書には文書番号、発信者、受信者、日付が脱落しているが、A〇三一六のなかの文書（こちらは報告書本文が欠落）にある報告書目次より同一物と判断した。なお以下では外交史料館の史料は外務省記録と略称する。

- (6) 渡辺昭夫「戦後日本の出発点」同編『戦後日本の対外政策』有斐閣選書、一九八五年所収。
- (7) 井上寿一「戦後日本のアジア外交の形成」『日本外交におけるアジア主義・年報政治学一九九八』一九九九年。同「戦後日本の外交構想」『オーラル・ヒストリー・年報政治学二〇〇四』二〇〇五年。
- (8) 佐野方郁「バンドン会議と鳩山内閣」『史林』八二巻五号、一九九九年。
- (9) Télégramme, Pinay aux représentants diplomatiques de France à Colombo, Karachi et als., 8 mars 1955, *Documents diplomatiques français*, (以下 *DDF* と略記) 1955, t. I, doc. 119.
- (10) Télégramme, Renaud Sivan, ambassadeur de France à Djakarta, à Pinay, 9 mars 1955, *DDF*, 1955, t. I, doc. 125.
- (11) Centre historique des Archives nationales, Paris (以下 *CHAN* と略記), C15594. Commission des Affaires étrangères. Séance du 17 mars 1955. Audition de M. Antoine Pinay.
- (12) Télégramme, Sivan à Pinay, 20 avril 1955, *DDF*, 1955, t. I, doc. 207.
- (13) 佐野方郁「バンドン会議とアメリカ——戦後アジア国際関係の新展開という文脈で」『史林』八二巻一号、一九九九年。
- (14) 岡倉古志郎編『バンドン会議と五〇年代のアジア』大東文化大学東洋文化研究所、一九八六年、三四四―三四五頁より引用。
- (15) CHAN, C15594. Commission des Affaires étrangères. Séance du 5 mai 1955. Rapport d'information de M. Robert Schumann sur la conférence de Bangdoeng.
- (16) Télégramme, Sivan à Pinay, 27 avril 1955, *DDF*, 1955, t. I, doc. 229.
- (17) 木畑洋一『帝国のたそがれ——冷戦下のイギリスとアジア』東大出版会、一九九六年、二六九―二七〇頁。
- (18) 宮城大蔵『バンドン会議と日本のアジア復帰——アメリカとアジアの狭間で』草思社、二〇〇一年、一八五頁。

二 紛争の国際化

バンドン会議後にA A諸国はアルジェリア問題の国際化を促した。一九五五年七月二十九日、アフガニスタン、ビルマ、エジプト、インド、インドネシア、イラン、イラク、レバノン、リベリア、パキスタン、サウジアラビア、シリア、タイ、イエメンの一四ヶ国代表は連名で国連事務総長に書簡を送り、アルジェリア問題を来る第一〇回国連総会の議題にとり上げるように迫ったのである。その提案趣旨説明によれば、悪化の一途をたどるアルジェリアの状況は、フランスによる非人道的な軍事的鎮圧政策の結果であり、この紛争は今日国際平和にとって深刻な危機となっている。紛争解決のためにはバンドン会議最終コミュニケの言うように、アルジェリア人民の民族自決権が承認されるべきであり、国連はフランスとアルジェリア人代表の交渉を促すべきだといふのである。A A諸国は国連憲章第一一条(平和と安全の維持)や第一四条(平和的調整)を根拠に、国連総会がアルジェリア問題を審議し、紛争当事者に勧告を行うことが可能だと考えていた。

九月二七日から始まった総会は議事日程問題を審議したが、フランスは真つ向からアルジェリア問題の議事日程に反対する。アルジェリアは共和国に統合された領土であるがゆえにそれはフランスの国内問題であり、それを国連総会で審議することは国連憲章第二条七項(国内管轄権)違反の内政干渉だといふのである。さらにアルジェリアが民族的に異質な構成をもち、そこに独立を要求する一部勢力がいるからといって民族自決権が認められるわけではないとした。A A諸国は従来の主張を繰り返すとともに、アルジェリア問題はフランスの国内問題ではないと応酬した。本会議に先立ち一般委員会はアルジェリア問題を議題にしないことを勧告していたが、三〇日の本会議はこの勧告

を二八対二七で否決した。東欧諸国はA Aの側につき、西欧諸国はフランスに同調し、南米諸国は分裂した。ピネ率いる仏代表団は一齐に議場から抗議退場した。⁽¹⁾その後インド代表の提案で、アルジェリア問題の審議は今総会では見送られたものの、次総会での審議は避けられないものになった。

一九五六年一月、フランスの総選挙は新しい政治地図を生んだ。「愚かな戦争」からの脱却を唱えた中道左派連合が相対的勝利を収め、モレ内閣が成立した。だがこの社会党首班政権こそがこの植民地戦争を決定的に本格化・泥沼化させるのである。アルジェリア駐在相ラコスト (Robert Lacoste) が任地で行った「和平化 (pacification)」政策とは、FLNゲリラへの苛烈な掃討作戦であった。モレ内閣出発後わずか半年で、現地駐留仏軍兵力は四〇万人へと倍増する。⁽²⁾「停戦、自由選挙、交渉」というモレの政策に含まれる無条件の停戦は、独立承認を一切の交渉の前提とするFLNにとっては無条件降伏に等しく、他方社会党政権にとってさえ、アルジェリアの独立承認は論外の選択肢であった。

アルジェリア問題は国内問題であるがゆえに、国連には介入権限を認めない。これはモレ内閣も含めてこの戦争の最後まで変わらぬ歴代政府の立場であった。だが問題はここから始まる。次回国連総会ではアルジェリア問題が議題になる以上、フランスとしては総会で民族解放勢力を支援するA A諸国の攻勢を座視するわけにはいかず、これに對抗せざるをえない。フランスは国連のいかなる介入も認めないとの立場を維持しながらも、国連総会の場でA A諸国の対仏非難に反駁し、アルジェリアにおけるフランスの主権の正当性と改革努力をアピールし、民族解放を求める決議案の成立を阻止するために、関係各国と折衝することになる。かくて国内問題であるはずのアルジェリアの軍事的紛争は、世界規模での外交戦として国際化していくのである。

新外相ピノー (Christian Pineau) はこうした紛争の国際化状況を見据えて外務省組織を再編する。一一月、ヨーロッパ

パ局副局長ラングレ (Henri Langlais) の下に「アルジェリア問題連絡部 (M L A = Mission de la liaison des affaires algériennes)」が設置される。この組織の目的は、在外公館が入手したアルジェリアに関する情報を集約してアルジェリア駐在相に伝達し、また本省の諸部局や在外公館にも情報を提供することであった。アルジェリアと諸外国との関係や、外部からの介入 (ingérences) の可能性についての研究も任務の一部である。⁽³⁾ かくてフランスは紛争の国際化に反対しながらも、事実上それを前提とした対応を余儀なくされるのである。

さて一九五六年一二月、日本は正式に国連に加盟する。重光外相は加盟受諾演説で、国連を世界平和の中心的推進力と位置づけながら、欧米とアジアの両文明を融合する日本が「東西の架け橋」たることを宣言した。翌年二月に首相になった岸信介は、対米協調、国連中心主義、東南アジア外交推進の三本柱のバランスこそが「これからの日本の国際的地位の向上に重要な役割を果たすと考えていた」⁽⁴⁾。この年に出た『外交青書』第一号も、やはり「外交三原則」として「国際連合中心」、「自由主義諸国との協調」、「アジアの一員としての立場の堅持」を挙げている。⁽⁵⁾ 日本は自由主義陣営に帰属しながら、国連への協力を通じて「東西の架け橋」たらんとし、同時にアジアの先進工業国として「南北の架け橋」をめざしたのである。

だが自由主義陣営との協調とアジア諸国への連帯を両立させようとする複合的「架け橋」路線は、アジアへの開発援助のような経済的課題については比較的容易に成立するとしても、脱植民地化のような政治的課題に際しては直ちに困難をきたす。民族解放を求める A A グループへの連帯は、植民地宗主国との友好に真っ向から衝突するからである。日本は国連加盟によってアルジェリア問題をめぐるとの矛盾に直面し、対応に苦慮する。

一九五七年二月、第一一回国連総会での審議が始まる。フランスはアルジェリアが自国領土だとの従来の立場を繰り返しながら、政治的、経済的、社会的分野にわたる広範な改革政策を進めていることを主張し、返す刀でアルジェ

リアへのソ連・中東諸国の干渉・扇動を非難した。フランスにとっては民族解放勢力が停戦に同意することが問題解決の出発点であった。

二月一三日、アルジェリア問題に関する決議案を準備する第一委員会で、三つの案が表決に付された。まずAA一八ヶ国案は、国連憲章の原理にしたがってアルジェリア人民の自決権を認め、フランスとアルジェリア民族解放勢力に平和的解決のために即時交渉を求め、さらには国連事務総長に当事者間交渉への支援を求める内容であった。委員会でこの案が否決された後に出された日本、タイ、フィリピンの三ヶ国案は、国連憲章の原理に沿った公正な解決策を見出そうとするフランスとアルジェリア人民の共同の努力によって、アルジェリア情勢は正常化されるとの見地から、平和的解決のために両者の適切な交渉を望むというものである。最後に南米等六ヶ国案は極めて簡潔に、平和的・民主的解決策が見出されることを望むとしており、フランスにとっては最も望ましい案である。

委員会では後二案はともに採択されたが、いずれも本会議での採択に必要な三分の二以上の賛成を得られそうになかったため、両案の妥協が行われ、結局総会では、「平和的・民主的・公正な解決策が協調的精神で、国連憲章の原理にしたがい、適切な手段を通じて見出されることを望む」という九ヶ国共同案が、フランスの投票不参加のまま満場一致で採択された。⁽⁶⁾

国連日本代表部の加瀬俊一大使は谷正之、太田三郎と並ぶ「重光御三家」のひとりであり、外務省内でも親米路線の代表者であったが、バンドン会議に参加し、AA世界の「植民地主義への怨恨」を「アジアの悲哀・アフリカの悲鳴」だと痛感していた。⁽⁷⁾ 日本は国連内でAAグループに加わり、加瀬はその会合の議長役を務め、アルジェリア問題に関する決議の検討委員会をつくって作業を進めていた。加瀬の三ヶ国案は一八ヶ国案の成立不可能を見越しての提案であるが、当面一八ヶ国案を支持し、否決された場合には三ヶ国案を推すことでAAグループは合意したのである。

この過程で加瀬は仏・米とも意見交換を行っている。ピノーは三ヶ国案から民族自決の字句の削除を希望したが、日本としては譲れなかった。加瀬は民族自決原理を支持する日本の立場に理解を求めながら、その原理の実現方法についてフランスとAAグループの合意の可能性を探った。ピノーはアルジェリアにおいて民族自決は漸進的・段階的に行うべきだが、一旦それを約束するとその即時履行を求められるだろうと、モロッコの先例を引いて抵抗した⁽⁸⁾。このようにフランスとAAとの間で調停者たらしとする日本の対応は、前述の「南北の架け橋」論から生まれている。加瀬は本国への報告でこう述べている。

「思うにアルジェリア問題はいわゆるホット・イシューにして、直接関係なき日本としては軽々に関与すべからざる性質のものではあるが、アジアの大国として国連において重きをなさんことを期待する日本としては、時には進んでAAグループと西欧グループの利害を調整し、これによって国連の権威を増大することに一層の努力を致してしかるべきものと存ずる⁽⁹⁾。」

ここでは国連が日本の国際的地位上昇にとって権威の源泉とされている。この国連に依拠した「架け橋」論の立場からすれば、日本はAA諸国から信頼を獲得せねばならず、したがって「一見西欧側に不愉快なるやの立場をとるもまたやむを得ず⁽¹⁰⁾」、「アラブ側の要望を最大限に緩和しつつ仏側をも過度にエムバラスさせない程度の形の決議案を考慮することが全般的に妥当なり⁽¹¹⁾」との判断が導かれる。

だがこうした決議案をめぐる日本の調停行動をフランス側は苦々しく思っていた。古垣鉄郎駐仏大使は「仏側意見内偵」として、日本の提案はより穏健とはいえAAグループ案と差がなく、国連における日本代表団の行動はフランスにとって迷惑だとの仏政府の反応を本国に伝えている⁽¹²⁾。この日本迷惑論は仏側資料でも確認される⁽¹³⁾。

第一一回総会後にもアルジェリアの状況には改善の兆しが見られなかった。六月、フランス政府は自らの「善政」

を対外宣伝すべく、各国にアルジェリア視察旅行をもちかける。西ドイツ、スウェーデン、インド、オランダ、ウルグアイとともに日本もこれに乗り、⁽¹⁴⁾パリの日本大使館は栗栖弘臣二等書記官を派遣した。だがフランスの期待に反して、日本の外交官は悲観的な情勢認識をもって帰還する。視察後に大使館は現地の「極めて不穏な状況」を指摘し、「仏国の軍事的出血は厖大であり、このままでは持久困難である」とし、「現地より得た印象では、仏国が現在の政策を続行することは到底無理であり、遠からず、或る程度の宥和策に転ぜざるを得ないものと思われる」と東京に報告している。⁽¹⁵⁾

フランスのドラスティックな政策転換がなされずにこうした困難な状況が続く限り、フランスとAAの双方による顔をしながら、民族自決原理の軟着陸を凶ろうとする日本の調停的対応は行き詰まらざるをえない。

一二月の第一二回総会第一委員会では、アルジェリア人民への民族自決権の適用を求めるAA一七ヶ国（日本は含まれず）の提案は採択には至らず、本会議で満場一致で採択された決議は、モロッコ、チュニジアによる調停の申し出に留意しつつ、国連憲章の原則に基づき、協調的精神で解決案をめざして交渉（pourparlers）が行われることを希望するにとどまった。このときの日本代表団の行動はこれまでの調停的立場に比べて、AAグループから距離を置くものであった。

さらに一九五八年の第一三回総会から、フランスはアルジェリア問題に関する討論をすべてボイコットするに至った。このときアルジェリア独立を要求したAA一七ヶ国提案は、本会議では一票差で三分の二の多数に届かなかったが、日本はタイ、フィリピン、米国とともに棄権に回っている。これまでフランスを支持してきた米国が棄権に転じたことはフランスに大きな衝撃を与えたが、その逆のベクトルをもつ日本の棄権はFLNをはじめAA諸国を失望させるに十分であった。⁽¹⁶⁾

バンドンで民族自決原理を支持した日本ではあるが、現実の国際政治の舞台においてそれを主張することには、フランスへの配慮から慎重にならざるをえなかった。自由主義諸国との協調とA A諸国への連帯という二つの異なる外交目標の同時的追求は、明らかにアルジェリア問題において矛盾を顕在化させたと言える。一九五八年の『外交青書』が、前述の外交三原則の相互矛盾や実現不能を指摘する批判に反駁しながらも、「現実の国際政治においては、必ずしも三原則をそのまま字義通りに適用し得ないような事態も起こり得べきことは認めざるを得ない」として、植民地における反植民地主義運動をその例に挙げていることは実に象徴的である。日本が植民地独立運動を支持できるのは、「その主張貫徹の方法があくまで穏健着実である限り」⁽¹⁷⁾なのであり、武力闘争を展開しているFLNへの支持は、フランスとの友好関係を毀損する恐れから抑制された。後に見るように、アルジェリア問題への対応が生んだ二つの外交目標の矛盾から逃れようとして、日本はA Aではなくフランス寄りに軌道修正することになる。

- (1) Mohamed Alwan, *Algeria before the United Nations*, (New York: Robert Speller, 1959), pp. 16-31.
- (2) Henri Le Mire, *Histoire militaire de la guerre d'Algérie*, (Paris: Albin Michel, 1982), p. 60.
- (3) M L Aについてはフランス外務省文書室にある資料目録 (série M L A) の説明によった。
- (4) 岸信介『岸信介回顧録——保守合同と安保改定』廣済堂、一九八三年、三〇五頁。
- (5) 外務省『わが外交の近況』第一号、一九五七年、七一八頁。
- (6) Alwan, *op.cit.*, pp. 33-37, 60-63; 外務省『わが外交の近況』第一号、一一一一—一一三三頁。
- (7) 加瀬俊一・加瀬英明『昭和が燃えた日——私の昭和史』光言社、一九九〇年、一六一—一六三頁。加瀬俊一『加瀬俊一回想録(下)』山手書房、一九八六年、一一五頁。
- (8) 外務省資料、A〇三一八、電信第七二号、加瀬俊一國連大使より岸信介大臣へ、一九五七年二月二日。
- (9) 外務省記録、A〇三一八、電信第一一〇号、加瀬大使から岸大臣へ、一九五七年二月一日。

- (10) 外務省記録、A'〇三一八、電信第二九四号、加瀬大使から岸大臣へ、一九五七年二月一六日。
- (11) 外務省記録、A'〇三一八、電信第一八四号、加瀬大使から岸大臣へ、一九五七年二月一八日。
- (12) 外務省記録、A'〇三一八、電信第五六号、古垣鉄郎大使から岸大臣へ、一九五八年二月一三日。
- (13) MAE, Asie, Japon, vol. 218. Télégramme, Linnairac, no. 1025/1027, 13 novembre 1957.
- (14) 《Six diplomates étrangers accomplissent en Algérie un voyage d'information》, *Le Monde*, 16 juin 1957.
- (15) 外務省記録、A'〇三一六、電信第六六六号、松井明駐仏臨時代理大使から石井光次郎外相臨時代理へ、一九五七年六月二二日。
- (16) 外務省記録、A'〇三一八、電信番号不明、藤山外相から松平大使へ、一九五九年七月八日。Alwan, *op. cit.*, p. 63 ff.
- (17) 外務省『わが外交の近況』第二号、一九五八年、五一七頁。第一五回国連総会は日本を含むA A四三ヶ国提案の植民地独立付与宣言を採択したが、植民地住民に対して「平和裡に独立への道を選ぶように要請し」た宮崎章代表（駐オランダ大使）の発言は、日本の立場をよく示している。外務省『わが外交の近況』第五号、一九六一年、三五―六頁。

三 日本に「上陸」するアルジェリア問題

ニューヨークでアルジェリア問題が世界の注目を集め、国連日本代表部がそれへの対応に苦慮している間に、この問題は直接に日本本土にも波及してくる。パリでは一九五五年六月に、アルジェリア独立を支持するムスリム学生たちによってアルジェリア・ムスリム学生総連合（Union générale des étudiants musulmans algériens = UGEMA）が結成されていたが、一九五七年六月、その書記長代理シヨアイブ・タレブとパリ支部副委員長ムスタファ・ネガデイが、全日本学生自治会総連合（全学連）の招きで来日する。彼らは全学連第一〇回全国大会の来賓として挨拶し、「あらゆる形の外国支配」に対する共闘を呼びかけたが、駐日フランス大使館は「共産主義の強い影響下にある」全学連が

「アルジェリアの民族独立のための闘争の支持」を決議したことを見逃さなかつた。⁽²⁾

フランスも国連総会に備えて八月九月、ピノー外相の南米諸国歴訪の他、世界各地への特使派遣を行う。アジア諸国にはモーリス・フォール (Maurice Faure) とジャキノ (Louis Jacquinot) が送られるが、⁽³⁾ それに先立ち九月九日、日本政府の招きで前外相ピネが来日する。日仏親善のための訪問であつたが、ここでもA A民族主義が日本指導層との会談の焦点になつた。ピネは藤山愛一郎外相との会談で、アジアにおける日本の指導的立場を賞賛しながら、アジア新興諸国の「過激な民族主義」を穏健化する役割を日本に要望した。藤山は欧米自由主義諸国との協力を基本としながら、アジアの一員としてA Aグループの支持を必要とする日本の特殊な立場に理解を求め、この立場ゆえに日本人は「欧亜の橋渡しには適任者である」と答えている。⁽⁴⁾ やはり岸首相との会談でも、ピネは日本の国連安保理事国立候補への支持を表明しながら、フランスがヨーロッパの内外で「幾多の困難に遭遇しつつある」ことに注意を喚起し、アジアの極端な民族主義への抑制的役割を日本に求めている。⁽⁵⁾ 日本側の会談録にはアルジェリアという固有名詞は出てこないが、仏側資料によれば、ピネは藤山に対して、「我々の友だと言う国々がアルジェリア問題に関してニューヨークでとる態度こそが、我々に対する真の友情の試金石になるだろう」と釘をさしている。⁽⁶⁾ ピネは国連でA A諸国と共同歩調をとろうとする日本を牽制したのである。

ピネに続いて来日したジャキノは吉田茂元首相との会談で、アルジェリア問題でのフランスの立場を全面的に展開している。後日駐日フランス大使ベラル (Armand Bérard) から吉田に届けられた会談覚書は、さながら反共プロパガンダの見本であつた。曰く、アルジェリア問題を理解するには国際共産主義運動の次元での把握が必要である。フランス共産党とFLNの共謀は明らかであり、アルジェリアでのテロはモスクワの指令によるものだ。ソ連はアフリカから西欧勢力を排除するためにその民族主義を利用しているのであり、シリア、エジプト、リビア、チュニジア、

モロッコと中東から大西洋岸まで共産主義の浸透が今後強まるだろう。アフリカにおける西欧のプレゼンスの衰退はヨーロッパでの共産主義者の攻勢の序曲である云々。⁽⁷⁾一方、日本もフランス特使の主張には対応を準備していたが、共産主義には何の言及もしていない。⁽⁸⁾

このとき日本の指導者たちと接触したベラルールの報告によれば、彼らはアルジェリア問題に関して明確な日仏対立を避けようとしており、独立という言葉を発せず、アラブ・ナシヨナリズムが共産主義の温床になる危険についてさえ口にした。しかし同時に日本指導層は日本をアジアの新興国の指導者たらしめようとする願望をもっており、AAグループの指導権を失うことを案じていた。岸は一層リベラルな政策をフランスに要望しながら、仏の提案が実現すれば喜ばしいと述べた。吉田は共産主義への恐れからフランスの立場を支持したし、松本滝蔵外務政務次官もフランスに好意的であった。また大野伴睦自民党副総裁は日本がAAグループ内の穏健派を経済支援する必要があるについて語った。⁽⁹⁾ベラルールは日本がフランスとAAに対してダブル・ゲームを行っていることを知っていたが、それでも「日本に關係ない問題では、下手にモスクワを利用することのないようにしたい」⁽¹⁰⁾のが日本の基本的立場であり、北アフリカ問題でも冷戦的思考が作用すると見ていた。⁽¹¹⁾

ところで同じ頃衆議院外務委員会藤山外相は、国連総会で自由主義陣営とAAグループの対立が起こった場合に日本はどうするのかという岡田春夫（社会党）委員の質問に対して、両者の対立の原因は主に植民地主義の問題だとした上で、日本は「できるだけAAグループの立場で努力をしていきたい」と答弁している。⁽¹¹⁾これは野党向けのリップサービス以上の意味をもっている。

同年一二月のカイロでのアジア・アフリカ諸国民会議に日本から参加したのは、北村徳太郎団長（自民党代議士・元蔵相）、安井郁日本原水爆禁止協議会理事長、淡徳三郎日本アジア連帯委員会事務局長ら各界五八人の民間人であつ

た。アルジェリア代表の他、中ソ代表も参加するこの会議は、「アカの会議」だと攻撃されたが、参加者のひとり園田直(自民党代議士)は、「そういう単純幼稚な反共対策こそ、逆に共産主義者を利するものである」と反駁している⁽¹²⁾。また一九五九年一〇月に東京で開催された「アルジェリア革命五周年記念集会」は、アルジェリアの速やかな独立実現のために日本政府にA Aの一員としての努力を求めたが、この集会の世話人名簿には、前記四名の他、桜内義雄、浅沼稻次郎、片山哲、鈴木茂三郎、野坂参三、神山茂夫、志賀義雄、岩井章、太田薫、平野義太郎、谷川徹三らの名前が見える⁽¹³⁾。「A Aの一員としての日本」という主張は左翼の専売特許ではなかった。こうした状況であればこそ、自由主義諸国との協調を基本とする日本政府も植民地主義に加担するわけにはいかず、フランスがアルジェリア問題を冷戦のレトリックで語っても、それは必ずしも日本にはアピールしなかったのである。

一九五八年に入ると、FLNは日本を標的に新たな作戦を開始した。二月二八日にFLNメンバーのキワン(Abderrahmane Kiouane)が、三月一七日にジャンデルリ(Abdelkader Chandleri)が相次いで来日する。日本政府および各界へのアルジェリア独立運動の立場の説明がその目的であった。パリ大学出身で英語の堪能なジャンデルリは、FLNニューヨーク駐在代表として国連各国代表部を相手に交渉に当たっていたが、アルジェリア戦争前にはユネスコ職員として来日し、京都大学で民族主義について講じた経験もあった。ヤジドから仲介を依頼された松平康東国連大使は、ジャンデルリが国連日本代表部の調停的役割を高く評価しているとして、彼の訪日に「しかるべく便宜供与方相煩わしい」と東京の本省へ伝えてきた⁽¹⁴⁾。外務省は直ちに対応を協議し、FLN側から会見を求められた場合は、非公式会見であることを明示し、駐日フランス大使館にも事前連絡の上、庁舎外で会見することを決めた⁽¹⁵⁾。

FLNメンバーを受け入れたのは日本アジア・アフリカ連帯委員会(日本アジア連帯委員会が一九五八年に改称)や日本原水爆禁止協議会(原水協)である。これらの団体は「アルジェリア連帯の日・日本大会」の開催を計画して

いた。同時期に世界各地で行われた連帯行動のひとつである。この大会の呼びかけ人のひとりである松本治一郎社会党参議院議員は、一九五六年三月にパリでの反人種差別国際会議に参加した後、アルジェリア、チュニジア、モロッコを訪問していた⁽¹⁶⁾。水平社以来の部落解放運動の指導者であった松本が民族解放運動に明敏に反応したことは理解しやすい。

フランス側の反応は即座であった。この大会の開催予定を日本共産党機関紙『アカハタ』三月一四日付が報じた直後、ベラル大使は松本滝蔵政務次官および金山政英欧亜局長に行動を起こす。日本の公の集会で外国人がフランスを敵視する発言をしたり、反仏的な偏向映画を上映することが許されるならば、それは「わが国に対する公然たる敵対的扇動」として「フランスでは最悪の印象を生むだろう」との恫喝めいた警告であった⁽¹⁷⁾。

果たして同二九日、東京駅八重洲口の国鉄労働会館で開かれたこの大会では、松本治一郎、安井郁、風見章（日本AA連帯委員会）、小山良治（総評）らが挨拶する一方、キワンが演説し、彼の持参した映画『闘うアルジェリア』が上映された。大会は「アルジェリアの独立のための闘いを支持し支援しよう」、「バンドン精神にのっとり、フランス政府にアルジェリア独立を認めさせるように日本政府に要求しよう」と決議した。この大会は五〇〇人の聴衆と一一、〇〇〇円のカンパを集めて終わったが、後に同趣旨の集会は地方でも行われ、キワンらは京都、大阪、神戸、広島、金沢、仙台等を遊説して回った⁽¹⁸⁾。

キワンらはこの他にマスコミの取材に対応しながら、衆参両院の外務委員会委員、外務省・通産省の次官、自民党政治家との会見をこなした⁽¹⁹⁾。当時東京外国語大学生であった谷口侑^{すけむ}（後に読売新聞記者）は、前年の全学連大会でフランス語通訳ボランティアを務めたことを契機にこの民族独立運動に共感し、キワンに同行して官庁・政党・労組・マスコミとの接触到奔走した。淡徳三郎の指導の下、谷口はタイプ印刷の『アルジェリア・ニュース』を発行し、

各界へのアピールに努めた。⁽²⁰⁾

折しも『アルジェ・レピュブリカン』紙の編集長アンリ・アレグ (Henri Alleg) の凄惨な拷問体験を綴った『尋問』がフランスで出版され、直ちに発禁処分を受けたが、欧米諸国ではベスト・セラーになり、すぐに日本語訳も出た。⁽²¹⁾ 「汚い戦争」の実態については日本でも知られるようになる。日本赤十字はチュニジア領内に逃れたアルジェリア難民のために医薬品を送ることを決めた。⁽²²⁾

キワンは四月一日に離日するが、八月六日再び日本の土を踏む。一五日から東京で第四回原水爆禁止世界大会が始まるが、この大会に招請されたキワンは第一部会議長を務め、最終宣言にアルジェリア独立がとり入れられたことに謝意を表した。⁽²³⁾

今回の彼の来日には原水禁世界大会への参加よりもはるかに重要な目的があった。FLN極東代表部の設立である。ニューデリー、ジャカルタに次ぐアジアで第三の代表部設立地として東京が選ばれたのは、AAグループと欧米諸国の両方につながる先進工業国としての日本の特殊な地位ゆえであろう。FLNは七月二十九日の正式決定によりキワンを駐日代表に任命したが、すでにこの情報はその二週間前に日本の新聞でも報じられている。⁽²⁴⁾

フランス側の行動はまたも迅速であった。駐日フランス大使館は、アルジェリアがフランスに統合された領土であることに注意を喚起しながら、FLN駐日代表部設置の容認はフランスの領土保全を脅かす反徒集団への直接的支援に等しいとして、日本政府が代表部設置を禁ずるためにあらゆる措置をとるよう、二度にわたって申し入れた。⁽²⁵⁾ パリの本省も動く。八月二一日、仏外務省アジア・オセアニア局は古垣大使にこの問題への仏政府の立場を伝えた。「FLNのうちでも左翼アクチヴィスト・プロ・コミュニスト」であるキワンが東京に駐在代表部を設置することは、「東南アジアにおける反仏活動の中心を形成する意図より出たもの」であり、日本政府がこれを黙認する場合は日仏友好

関係に悪影響を及ぼすことになるので、これに「積極的な阻止措置を講じ得ることを期待する」と。⁽²⁶⁾

九月八日、キワンは淡を伴って外務省に金山欧亜局長を訪ね、FLNの東京事務所開設の意志を明かしながら、日本政府による公的な承認を求めた。金山は日本がFLN代表部と公式に関係をもつことは不適切だとして断ったが、日仏間にトラブルを起こさない範囲なら外国人も活動の自由をもつとして、事務所開設そのものには反対しなかった。⁽²⁷⁾ 国内法規に反しない限りそれを容認するのが日本政府の立場である。⁽²⁸⁾ かくて東京港区麻布の二階建て木造民家にFLN駐日代表部が置かれることになった。

このときフランスでは政変が新しい局面を迎えようとしていた。アルジェで起こったクーデタを利用して六月一日に権力に復帰したドゴールは、アルジェリア政策のために半年間の特別権限を獲得する一方、新しい憲法案の作成を進めていた。大統領に強大な権力を付与する新憲法案は九月三日に発表され、同二八日の国民投票において圧倒的多数で支持されるであろう。一方ドゴールに交渉意志がないことを見てとったFLNは、はっきりとこれに対決する姿勢を打ち出した。さらに同一七日、FLNはカイロでアルジェリア臨時共和国政府(GPRA = Gouvernement provisoire de la République algérienne)を樹立するに至った。フランス政府とFLNの双方が展開するこれらの新情勢は、日本に外交方針の再検討を促すことになる。

- (1) 『アカハタ』一九五七年六月四日。
- (2) MAE, série MLA, vol. 41 (cote provisoire). Télégrammes, Armand Bérand, ambassadeur de France à Tokyo, no. 594/95, 13 juin 1957 et no. 619/620, 18 juin 1957.
- (3) Télégramme, MAE à Georges-Picot, chef de la mission permanente de la France auprès de l'ONU, 9 août 1957, DDF, no. 98, 1975, t. II.
- (4) 外務省記録、A〇三一八、「ピネー元フランス首相と藤山外務大臣との会談録」

- (5) 外務省記録、A〇三二八、「ピネー元フランス首相と岸内閣総理大臣との会談録」
- (6) MAE, Asie, Japon, vol. 218. Télégramme, Bérard, no. 924, 12 septembre 1957.
- (7) 外務省記録、A〇三二八、Lettre et mémoire, Bérard à Shigeru Yoshida, 9 octobre 1957.
- (8) 外務省記録、A〇三二八、覚書「ジャッキーノ」に対する応対要領(案)「国協一課、一九五七年八月三〇日。
- (9) MAE, Asie, Japon, vol. 218. Télégramme, Bérard, no. 949/53, 3 octobre 1957.
- (10) MAE, Asie, Japon, vol. 218. Télégramme, Bérard, 21 février 1958.
- (11) 第二六回国会、衆議院外務委員会議事録、第二七号、一九五七年九月六日。国立国会図書館電子資料。以下同じ。
- (12) アジア・アフリカ諸国民会議日本準備会編『カイロ会議——アジア・アフリカ諸国民会議記録』日本アジア連帯委員会、一九五八年、七頁。
- (13) 外務省記録、A〇三二七、アルジェリア革命記念集会「アルジェリア問題についての決議(案)」一九五九年一〇月三〇日。
- (14) 外務省記録、A〇三二七、Letter, M'Hammed Yazid to Koto Matsudaira, March 5, 1958, New York. 電信第一七二号、松平康東国連大使より藤山外相へ、一九五七年三月二二日。
- (15) 外務省記録、A〇三二七、覚書「FLNメンバー二名の取扱について」欧亜一課、一九五八年三月一七日。
- (16) 「北アフリカ・独立の息吹 松本治一郎氏にきく(一)(二)(三)」『アカハタ』一九五六年五月一七、一八、一九日。
- (17) 外務省記録、A〇三二八、Lettre, Bérard à Takizo Matsumoto, 17 mars 1958, Tokyo; MAE, MLA, vol. 41. Note, Bérard à Pineau, no. 190/AS, 13 mars 1958. 覚書「アルジェリア問題に關し在京ベラルール仏大使と会談の件」欧亜局長、一九五八年三月一八日。
- (18) 外務省記録、A〇三二八、Télégramme, Bérard, no. 241, 4 avril 1958. 『アカハタ』一九五八年三月三一日。淡徳三郎『アルジェリア革命——解放の歴史』刀江書房、一九七二年、一頁。
- (19) Abderrahman Kiouane, *Des Débuts d'une diplomatie de guerre (1956—1962)*: Journal d'un délégué à l'extérieur, (Alger: Editions Dahlab, 2000), pp. 37-39.
- (20) 谷口脩「半世紀前のアルジェリア独立戦争」『調研クオータリー』第一六号、二〇〇五年。
- (21) Henri Alleg, *La Question*, (Paris: Ed. Minuit, 1958). 『尋問』長谷川四郎訳、みすず書房、一九五八年。「拷問の恐ろしさ——アルジェリアの抵抗」アンリ・アレック著『尋問』『朝日新聞』一九五八年五月二四日。
- (22) MAE, MLA, vol. 41. Télégramme, Bérard, no. 369/70, 12 juin 1958.

- (23) 「原水爆禁止世界大会」終る」『朝日新聞』一九五八年八月二〇日。
- (24) 「FLN、東京に極東代表部」『朝日新聞』一九五八年七月二三日。
- (25) 外務省記録、A〇三二七、Ambassade de France au Japon, Notes verbales, no. 108/AE, 15 juillet 1958 et no. 197/AE, 7 août 1958.
- (26) MAE, MIA, vol. 41. Télégramme, Direction Asie-Océanie, no. 622, 21 août 1958. 外務省記録、A〇三二七、電信第三一八号、古垣大使から岸大臣臨時代理へ、一九五八年八月二一日。
- (27) 外務省記録、A〇三二七、覚書「キワン・アルゼリア叛徒代表と会談の件」欧亜局長、一九五八年九月八日。
- (28) 外務省記録、A〇三二七、覚書「アルゼリア民族解放戦線（FLN）の代表部設置問題について」条約局法規課、一九五八年八月一八日。

四 日本外交の再検討

アルジェリア戦争当時、日本外務省は組織の再編過程にあったが、⁽¹⁾どのセクションがアルジェリア問題を所管とするかは自明ではなかった。形式的に考えれば、アルジェリアは法制上フランス領土であるから、それは欧亜局西欧課の管轄のはずだった。だがマグレブは西欧ではないし、FLNがカイロに国外指導部を置き、指導者たちが中東諸国政府の庇護を受けながら活動していることを考えれば、同じ局の中近東課の管轄でもおかしくなかった。さらに省内にはこの問題に強い関心を寄せる別の部局があった。国際連合局政治課である。

国連局政治課はアルジェリア問題への対応をめぐって、日本がAAグループのなかで孤立しかねないことを懸念し、この問題の再検討を始めていた。⁽²⁾日本はバンドン会議の最終コミュニケに署名した以上、アルジェリア独立の支持を国際的に宣言したことになるが、第一二回国連総会での日本代表団の主張は、民族自決原則や交渉による平和的

解決を支持する立場を変えはしないものの、前回総会に比して「著しくトーン・ダウンするもの」であり、「実質的な後退」だったと政治課は総括する。

この後退の原因は何か。日本にとって民族自決原則の支持は必ずしもFLNやその闘争方法を支持するものではなく、また「交渉」の目的は何よりも停戦であったことである。これらの点で日本の立場は他のAAグループの多数派とは距離があった。そればかりではない。第一一回総会ではスエズ戦争を契機にアラブ諸国が求心力を強め、総会を反植民地主義的方向へ傾斜させたのに対して、第一二回総会ではエジプトとイラクの間、エジプトとチュニジア・モロッコの間、さらにチュニジアとモロッコの間、アラブ諸国の足並みを乱し、むしろスエズ以後に結束を回復したNATO諸国に有利な状況を生んだ。これに対して西欧とAAの調停を模索しながらも、国連中心主義を掲げて国連主導の解決をめざす日本外交は、総会に反映される国際情勢の変化の影響を受けやすい性格をもっていた。

これまでの国連総会決議は西欧とAAの双方に好都合な解釈を許すものであり、「対立の解決を促進すると言うよりも、対立を包みかくすような形の決議」であった。日本もこうした妥協の成立をめざして仲介してきたが、政治課は「従来の如きラインでの仲介者としての活動を行うことは、困難と観ねばなるまい⁽³⁾」との判断から、紛争解決のために従来よりも踏み込んだ対応をとろうとしていた。

だが折しもドゴールの権力復帰によって生まれた流動的な状況は、アルジェリア問題の展望を困難にする。ドゴールは六月四日のアルジェ演説で、アルジェリアの全住民が人種の別なく平等な権利を有する完全なフランス人たることを謳い上げた⁽⁴⁾。ドゴールの政策は本国へのアルジェリアの完全統合をめざすものだが、社会保障や教育において本国のフランス人と同じ制度をアルジェリア人に適用するには巨額の予算が必要となり、本国人がそうした犠牲を覚悟するか疑わしい。またFLNのみならずチュニジア、モロッコがドゴールの政策を拒否したことで、日本の調停的立

場は困難になった。こうした状況を踏まえて政治課は、①「バンドン会議最終コミニケD項の二を支持するわが国の態度は不変である」、②「フランスがアラブ民族主義により深い理解を示すことをAAグループおよび自由陣営の一員としてのわが国の立場から要望する」という二つの基本原則を掲げる⁽⁵⁾。民族自決原則への支持を再確認し、フランス側に傾斜した日本の対応をAAグループ側に引き戻し、均衡を回復しようとしたのである。

ついに一〇月一七日、政治課は西欧課、中近東課に呼びかけ、「アルジェリア問題に対するわが方方針再検討のための第一回事務官会議」を開く⁽⁶⁾。ここで省内三課の路線の違いが明瞭に浮かび上がる。

まず西欧課は日仏友好の立場から、フランスの反発を惹起しかねない政策的見直しを牽制して言う。憲法改正レフェンダムがアルジェリアでも順調に行われたことは、投票ボイコットを叫んだFLNの支配力があまり強くないことを示している。またFLNによるGPR A樹立は、レフェンダムへの対抗的政治効果をねらったものであり、彼らの勢力の増大の結果だとは思われない。来る一月二三日に予定された総選挙はFLNにも参加が可能とされており、アルジェリア住民の希望が合法的に実現する可能性もある。西欧課は現地の秩序回復にも明るい見通しをもっていた。かくて当分の間「事態を静観することが望ましい」というわけである。

これに真つ向から異議を唱えたのが政治課である。停戦がなされていない状況下で民主的な選挙が実施されるかどうか疑問であるし、FLNがこの選挙に参加するとは思えない。アラブ諸国から支援を受けているFLNは容易に解体しそうになく、もし選挙の結果FLNとは別のアルジェリア代表が選出されれば、二つのアルジェリア代表が生まれることになり、フランス政府とFLNの話し合いによる平和的解決が遠のくであろう。日本はGPR Aを承認してはいないが、それでもAAグループの一員として民族自決原則を支持してきた経緯があり、フランスのアルジェリア政策を静観することは事態の悪化を容認することに等しく、日本の従来の立場とも矛盾をきたす。よって「フランスを

刺激しない程度に懸念を表明することとしたい」。

これらに対して中近東課は同じ欧亜局の西欧課に近いが、独自の立場を示す。アルジェリアでは憲法改正レフェレンドムに際して当局の強い干渉はあったであろうが、それでもFLNの投票ポイコット作戦が失敗した事実は大い。フランスの新しいアルジェリア政策による事態解決の可能性もあり、「その成果を今暫く見守ることが、賢明な政策と思われる」。ただし静観という表現はAA諸国に対する配慮に欠けるので、「平和的解決、民族自決等という抽象論を表明するのが良いのではないか」。こうした慎重な判断には、GPR Aを承認しているのはAAグループのなかでもまだ一部の国だとの認識が作用していた。

この第一回の事務官会議では三つの課の認識の差は埋まらず、アルジェリア情勢に関する情報の収集に努めつつ、「わが方発言にあたっての具体的内容はその後、あらためて検討すること」を確認して終わっているが、三課の異なる見解はやがて収斂していく。七ヶ月後の一九五九年五月の三課会議では、日本の原則的態度、GPR Aの扱い、和平交渉について、全員一致で以下の結論に達したのである。⁽⁷⁾

まずバンドン会議最終コミュニケD項で述べた民族自決原則については、「declaratory な意味においてわが国もこれに拘束される」し、アルジェリア人民の自決・独立の権利についても今後とも賛成する。自決・独立の承認は具体的な独立の方法に関わるものではないという西欧課の主張は全員一致で承認された。またGPR Aについては承認しない立場を堅持する。FLNがどの程度アルジェリア人民を代表しているかについては、「現在解答を与える段階ではないとの態度をとり、なるべくコミットしないことが賢明である」。国連決議案で和平交渉という言葉を使うことには賛成するが、その当事者たるアルジェリア人民代表が具体的に誰であるかを明らかにしない。したがって日本としては、アルジェリア側当事者の内容を棚上げしたまま交渉を要請することになる。要するに民族自決原則を承認

しながらも、その実現のための方法や当事者の内容を明確化することを慎重に避けたのである。

こうした三課の見解の収斂は実質的に西欧課の路線の勝利であった。西欧課の八月三十一日付文書「アルジェリア問題に関する我が国の基本的態度について」⁽⁸⁾は、同課の立場をよく示している。この文書によれば、アルジェリア問題はフランスにとっていかに「死活的問題」とはいえ、単なる国内問題ではなく、国連で討議されるべき世界問題である。一方、アルジェリア民族主義は「深い同情の念」に値するが、それが「一挙に目的を果たさんとして手段が過激にわたり、却って失敗を招くことは望ましくない」。では民族自決についてはどう考えるのか。国連総会決議案でアルジェリアに民族自決権を認めることは差し支えないが、この地域が現在または将来に当然に独立すべきだとは言えない。「我が方としては『独立の権利』承認という言葉には充分注意する必要がある」と西欧課は警告する。

民族自決とは民族の自己決定権であるから、その行使の結果は必ずしも独立を意味しない、というのは論理的には正しいが、バンドンでアルジェリア人に自決と独立の権利を認めた日本としては、これは明らかな後退であった。G P R Aがまだ存在しなかったバンドン会議時の声明は「抽象的な民族自決主義原則の宣明に過ぎず、具体的政策を必ずしも意味しなかった」⁽⁹⁾と総括され、抽象的権利の確認以上の意味をもたないことになった。交渉によって達成されるべき目標は何よりもまずアルジェリアの和平であって独立ではなく、独立をめざして軍事闘争を行うF L Nを承認することは厳しく退けられるのである。こうした紛争解決に対する西欧課の消極的姿勢は、言うまでもなく日仏間の友好関係の維持を最優先しようという部局固有の関心から生まれていた。日本の調停的行動は否定されないが、外交方針の再検討は、開きつつある日本とA A多数派との距離を縮める方向には進まなかった。第一二回総会での「実質的後退」を再修正して日本をA Aグループに再接近させようとした国連局政治課の試みは結局挫折したのである。

- (1) 一九五七年四月に外務省欧米局はアメリカ局と欧亜局に分かれたが、欧亜局は四つの課(第一課Ⅱ西欧課、第二課Ⅱ英連邦課、第三課Ⅱ東欧課、第四課Ⅱ中近東課)から構成された。一九五八年五月にこれらの課名が前者から後者へと変更されるとともに、国際協力局が廃止され、国際連合局が設立された。中近東課は一九六一年五月に中近東アフリカ部として再編され、一九六五年五月に局に昇格する。『外務省機構変遷図』(外務大臣官房総務参事官室)による。
- (2) 外務省記録、A'〇三一八、覚書「アルジェリア問題の再検討」国協一課、一九五八年五月一二日。
- (3) 外務省記録、A'〇三一八、覚書「アルジェリアをめぐる新事態とわが国の国連総会対策」国連局政治課。この文書に日付はないが、一九五八年九月以後のものである。
- (4) Charles de Gaulle, *Discours et messages, t. III, Avec le renouveau : mai 1958—juillet 1962*, (Paris: Plon, 1970), pp. 15-17.
- (5) 外務省記録、A'〇三一八、覚書「国連第一三回総会対策資料『アルジェリア問題』」国連局政治課、一九五八年八月。
- (6) 外務省記録、A'〇三一七、覚書「アルジェリア問題に対するわが方方針再検討のための第一回事務官会議記録(一〇月一七日)」国連局政治課、一九五八年一〇月一七日。
- (7) 外務省記録、A'〇三一七、覚書「アルジェリア問題に対するわが方の態度」国連局政治課、一九五九年五月一五日。
- (8) 外務省記録、A'〇三一七、覚書「アルジェリア問題に関する我が国の基本的態度について」欧亜局西欧課、一九五九年八月三日。
- (9) 外務省記録、A'〇三一七、覚書「アルジェリア問題に関する我が国の基本的立場について」欧亜局、一九五九年九月一日。

五 日仏関係の再構築

(1) 岸・ドゴール会談

フランス側はアルジェリア問題への日本の対応に神経を尖らせていた。自由主義諸国との協調と並んでA A諸国との連帯が日本の外交方針であり、日本社会には植民地解放運動に好意的な勢力が与党政治家も含めて広く存在する以

上、フランスは日本に警戒心を抱き続けた。ドゴールの権力復帰直後のベラルールの本国宛報告⁽¹⁾によれば、軍の関与するアルジェ・クーデタに屈したパリ政府の弱腰を目の当たりにして、日本の新聞・世論は自国の過去の歴史を思い起こし、アルジェでのドゴールの宣言にも留保的態度をとっている。さらに問題なのは植民地問題に対する日本政府の態度だという。

「時間が経つほどに、日本の当局や政界はアルジェリア問題を話し合いで解決することを支持するようになったが、彼らは結局はフランス人少数派に一定の保証を与えた上で独立に至るものだと心底で考え続けてきた。日本が『アジアをアジア人の手に』という教義を作り出したことを忘れてはならない。」

「台湾・朝鮮とともに海外領土を失ってから、日本は強い反植民地主義から最大限に利益を得ようとしてきた。日本はあらゆる民族の独立に賛成なのだ。」

日仏友好の建前の下で日本指導者たちがアルジェリア民族主義に密かに共感しているとベラルールは感じていた。第二次大戦中の日本帝国のスローガンさえも、彼にとっては現在の日本政府の「反植民地主義」的コミットメントを説明するように思われた。だが同時にベラルールは日本政府の「反植民地主義」を修正不能な路線とは考えていない。

「ヨーロッパ諸国に統治される海外領土に関しては、日本の眼はアメリカを向いており、アメリカの反植民地主義はアジア・アフリカ諸国から疑われていない。スエズ事件のときにそのことがはっきりした。東京はワシントンの態度をずっと猿真似してきた。アフリカ問題でも同様になるだろう。われわれが今通そうとしている解決法がアメリカの政府・新聞から受け入れられれば、日本からも好意的に評価されるだろう。」

フランスから見れば、植民地問題の帰趨を左右する鍵を握っているのはアメリカであって、日本外交はアメリカ外交の従属変数にすぎない。アメリカさえ説得できれば日本の「反植民地主義」は制御可能なものだとしてベラルールは考え

ていた。こうした警戒と軽侮の両面をもつ日本評価は、以後も駐日大使の報告にしばしば登場する。

とはいえ日本が国連総会でアルジェリア問題の議事上程に賛成し、決議案の策定過程でA Aの一員として何らかの協調的ないし調停的行動を意図する以上、フランスにとって依然日本はやっかいな存在であった。一九五九年七月、仏外務省は、第一三回国連総会でA A提出決議案に棄権投票した日本が次回総会では再びA Aグループに同調するだろうと見ていた。七月三日、ジョックス (Louis Joxe) 外務省事務総長は古垣大使を呼び、A A決議案をどれほど修正しようが、日本がそれを支持することは利敵行為にしかならないと警告した。⁽²⁾ ダリダン (Jean Daridan) 駐日大使は鶴岡千仞^{せんじ}国連局長から日本の立場について説明を受けていたが、「我々は(A A)グループ内部で行動するだけに、討論の展開により大きな影響力を行使できるだろう」という鶴岡の見通しに対して、そうした日本代表団の行動は如何に善意に基づこうともフランスの利益を損なうものだと考えていた。⁽³⁾ フランスが望むことは日本の沈黙であった。

折しも日仏の最高首脳が会談する機会が訪れる。岸首相は七月、西欧から南米に及ぶ大がかりな世界歴訪の旅に出かけるが、西欧最後の訪問国がフランスであった。日本側があらかじめ提出した希望議題リストには、ドイツ問題(東西問題)、中東問題、中華人民共和国問題に続いてアルジェリア問題が上⁽⁴⁾がっていた。フランスにとっては国内問題であるが、日本を説得する好機でもあった。

果たして七月二二日の会談で、ドゴールはソ連の膨張主義がヨーロッパ、中東、アフリカに及んでいることを岸に説きながら、アルジェリアの全面的な発展をもたらさうるのはフランスしかないとし、さもなければアルジェリアは無秩序と混沌に陥るだろうと予言した。さらにFLNのアッバス (Fethat Abbas) はアルジェリアを代表するものではなく、共産主義の先駆にすぎないと一蹴した。G P R Aを認めればアルジェリア人同士の殺戮が始まるだろうというのである。日仏両国の資料を見ても、アルジェリアについて岸が何と応答したかは不明であり、やりとりが窺えるの

はアジアに関してであった。⁽⁵⁾ドブレ (Michel Debré) 首相との会談では議題は専ら中国問題であり、アルジェリアは出てこない。⁽⁶⁾前章で見た通り、この時点でアルジェリア問題に対する日本の方針は、欧亜局西欧課の路線にほぼ収斂しつつあり、紛争解決の方法論をめぐって日仏間で大きな見解の相違があったわけではない。岸がドゴールに対して異議を唱えたとは考えにくい。日仏対立が起こるとすれば、A Aにも配慮した日本の調停的国連活動をめぐってである。ところでアルジェリアをソ連膨張主義の浸透標的とするドゴールの言葉は、いかにも通俗的で素朴な反共右翼の世界認識を示すようだが、会談を準備したフランス側の認識はよりニュアンスに富むものであった。仏外務省アジア・オセアニア局の七月九日付文書は、アルジェリア問題について「東京政府から一層の理解を得られるようにするために」岸の訪仏を利用することは好都合だとし、こう続ける。

「日本の首相との最高レベルの会談では、東側諸国がアルジェリア民族主義や汎アラブ主義の支援を通じて現地で行っている戦略的計画を暴露してやった方がよいかもわからない。日本はモスクワや北京からの相当な圧力にさらされているので、国際共産主義の世界規模での統一行動をよりよく判断できる。」

共産主義の脅威を強調することは、岸を説得する上で効果的な戦術だと明敏に意識されている。さらにフランス共同体との貿易に関心をもつ岸なら、国連日本代表団の「一層理解ある態度」が貿易拡大につながることに気づくだろうし、A級戦犯へのフランスの寛大な態度が今日の日仏友好関係を築いたことを指摘するのも有効だろうとされる。アルジェリアや中東への共産主義の「浸透」は、ここでは岸を説得するために準備されている「論拠」のひとつにすぎず、仏外務省がこれを少なくとも切迫した脅威とは考えていなかったことは、アフリカ・レヴァント局の一八日付文書⁽⁸⁾からも推察される。

この文書によれば、スエズ戦争以降、英仏後退後の中東市場の征服を狙う日本は、アラブ民族主義に敵対すること

は無益で危険であり、下手な介入は却ってアラブ諸国をソ連圏に追いやると考えている。ではフランスは中東をどう扱うべきと考えているのか。

「西欧に対する恨みはアラブ世論においてなお激しく、我々の側が事態の流れを変えることをどう試みても、共産主義勢力に利をもたらず恐れがある。短期的にはアラブ諸国の大きな変化は起こりそうになく、様子見の姿勢を維持することが賢明だと思われる。」

中東世界に共産主義が浸透しているのではなく、またその脅威が切迫しているのでもなく、西欧がアラブ諸国に介入することが却ってこの地域を共産圏に接近させるというのである。これはアメリカ国務省中東局の認識と変わらぬ、醒めたりアリズムである。フランスはアルジェリア問題を語る際に、様々な局面・次元での共産主義の浸透や陰謀を絡ませたが、フランス自身がそれを深刻かつ切迫した現実的脅威だとは考えておらず、むしろアルジェリア防衛のための自国の戦いを正当化するためのレトリックとして「共産主義の脅威」を利用していたのである。反共ドミノ理論を想起させるドゴールの言葉を額面通りに受け取るわけにはいかない。

A Aグループと断絶したくないがフランスともなるべく対立したくない、という「二重の矛盾した心配」が日本の調停的行動を生んでいることをフランスは見抜いており、日本にこのダブル・ゲームをやめさせるには、西欧の防衛やその中のアルジェリアの役割という、冷戦に関わる「全体的問題」に訴えることが有効な手段だと考えていた。⁽⁹⁾ 藤山を訪ねたダリダンが、共産主義者が支援する反乱が成功すればアルジェリアの実権は共産主義者の手に落ちるだろうとし、「フランスとしては西側陣営の共同防衛という点からも、アルジェリア問題の解決に力を注いでいる」と力説したことも、こうした事情によるものである。藤山も調子を合わせて、「万一アルジェリアを喪失した場合に西欧の安全保障に生じる致命的な危険」に理解を示した。⁽¹¹⁾ 冷戦レトリックの通用性をフランス側が信じる根拠はそれな

りにあったのである。

(2) FLNの対日交渉

FLNはGPR Aを樹立し東京に極東代表部を設置してからも、日本政府によるその公的承認を望み、藤山外相との面会を外務省に求め続けた。一九五八年一〇月二五日、極東代表キワンに應對した金山欧亜局長は、現在はドゴール政権の政策を見守る時期であり、日本がGPR Aを承認する時期ではないとして断っている。⁽¹²⁾ 領土の実効支配をもたないGPR Aの承認は、日本にとってもとり論外であった。また藤山本人は衆議院外務委員会でFLNとの非公式の面会を拒まないと答弁しているが、⁽¹³⁾ この戦争の終結まで外相との会見はなかった。それは非公式であってもFLNにパブリシティを与えることになるからである。⁽¹⁴⁾

翌一九五九年一月二二日、キワンは外務省に力^{ちから}石健次郎西欧課長を訪ねた。キワンはドゴール政権成立後もアルジェリアで流血の事態が止まないことを訴え、国連総会で日本代表団はなぜ棄権に転じたのかと問い、暗に日本の政策変更を求めた。フランスに傾斜した日本を再びAAの側に引き戻そうとする試みである。力石は日本代表団の行動は国連局の管轄だとかわしつつ、自分たちはドゴール登場後のアルジェリア情勢の改善を期待し、注視していると述べた。そうした改善の可能性が失われたときに初めて日本は政策変更を考えるが、まだその時期には至っていないというのである。⁽¹⁵⁾

夏にはまた新たな展開があった。八月、フランス政府はアルジェリアのサハラ砂漠で原爆実験を実施することを公式表明した。以前から知られてきた計画ではあるが、この発表に対してアフリカ独立諸国会議やカイロのAA連帯委員会是非難決議を上げ、モロッコは国連に提訴した。被爆国日本も沈黙してはいない。原水協が核実験を止めるよう

ドゴール大統領に要請する一方、政府も古垣大使を通じて同じ申し入れを行った⁽¹⁶⁾。サハラでの核実験計画はFLNの対日交渉にも新たな要素を付加することになる。ここでアルジェリア問題は核実験問題とリンクするに至った。

九月八日、キワンは再び外務省を訪れ、バンドン会議でアルジェリア人民の独立の権利を承認する決議に賛成した日本が、昨年国連総会でAA決議案に棄権したことを遺憾とし、今年総会での日本の協力を求めた。またGPR Aの承認国がAAグループ一八ヶ国に達していることを引き合いに出して、承認を迫った。同時にキワンはサハラ核実験問題を持ち出し、対仏非難をすれば共産主義陣営に対して自由主義陣営の立場を弱体化するとの議論は失当だと一蹴し、共産主義とは無縁のモロッコによる国連提訴に日本の支持を求めた。

応対した木本三郎西欧課長(力石の後任)はアルジェリア人の独立願望に理解を示しながらも、現在のところ日本はGPR Aを承認できず、とれる態度には限界があるのだと答えた。また日本政府はすべての核実験に反対だが、特定国を非難する決議には同調しないと断った。キワンは「率直に言って日本の立場はフランスのそれとほとんど異なるところがないような印象を受ける」と食い下がり、自分たちには日仏間の友好関係を阻害する意図はないとした上で、新しく生まれつつある日本とアフリカの通商関係に利益を見出すことを促した。そして十数年前にロンドンで臨時亡命政府を率いたドゴールが今日第五共和国の元首になっているように、カイロでGPR Aを樹立した自分たちは明日のアルジェリア共和国の担い手になるだろうと締めくくった⁽¹⁷⁾。

キワンもまたフランス人同様、日本のダブル・ゲームを見抜いていた。日本は西側陣営の一員としてフランスとの友好関係の維持を不可欠とする一方、AA諸国の好意を得ようとして「反植民地主義とはいかずとも非植民地主義に見えるように」努めており、その結果日本外交は微妙で待機主義的な性格をもつ。日本にこの待機主義外交をやめさせるには、アフリカとアルジェリアが連帯し、「日本がアルジェリアでのフランスの植民地主義的政策を受動的に支

持し続ける限り、(アフリカとの)「重要な経済協定の締結はない」ことを日本に理解させることが必要だという。日本の待機主義は長く続かないとキワンは見えていたのである。⁽¹⁸⁾

日本のダブル・ゲームをやめさせるために、フランスが冷戦レトリック(共産主義からの西側陣営の防衛)に訴えたのに対して、FLNは日本が関心を持つ経済の論理からAA連帯(AA世界と結ぶ日本の経済的利益)を訴えた。こうしたAA連帯の論理は、やがて実現するアフリカ諸国の独立という状況を背景に、日本に対してそれなりに通用力をもつことになる。

一九六一年三月からキワンの後任となったベンハビレス(Abdelmalek Benhabyles)は、外務省への折衝では、自分たちは共産主義の信奉者ではなく、西欧流の自由民主主義制度になじんだ「穏健着実な考え方をもった者ばかり」だと自己アピールを行い、独立後には自由世界に協力者を見つけねばならないが、東洋的伝統と西洋文明をうまく調和させた日本はアルジェリアの理想国だと持ち上げてみせた。⁽¹⁹⁾ FLN内に共産主義者の潮流が存在しないことはとうに日本側も認識しており、⁽²⁰⁾こうした発言は驚くに値しなかった。

むしろ興味深いのは、ベンハビレスもキワン同様にエジプト(アラブ連合共和国)政府から準外交官待遇を受け、その公用旅券で日本に入国しているにもかかわらず、マダレブの統一やサハラの領有権をめぐって、エジプトのナセルやチュニジアのブルギバに対する不信・反感を率直に吐露していることである。アラブ世界のリーダーたちへの事前協議なしにGPRRAが設立されて以来、彼らとFLNの対立も顕在化しつつあった。ベンハビレスは「自己の利益のためにアルジェリアの独立運動を道具に使っている」エジプトや共産圏と対比して、慎重かつ現実的な路線をとる日本に高い評価を与え、フランスがアルジェリア人民の立場を理解するように日本に説得を要請した。⁽²¹⁾ 西欧とAAの間の架け橋たらしめとする日本の外交方針を見据えた上での対日攻勢であった。

鈴木大拙の禅の本を読んで感銘を受けたというベンハビレスの日本理解はおそらく底の浅いものであったろうし、彼の日本称賛を外交辞令だと片づけることは実に易しい。だがこうした熱心な親日的対応が生まれるだけの現実的な根拠があったことを忘れてはならない。すでに高度経済成長の入り口の段階で、AA唯一の先進工業国たる日本は西欧とAAの調停者として、フランスに影響力を行使しうる特殊な位置を占めていたのである。

FLNの対日交渉を総括すれば、交渉相手は何よりも外務省局長・課長であり、外相との会見は最後まで実現しなかった。さらに政治家では松村謙三、三木武夫、高碓達之助、北村徳太郎、川崎秀二、鶴見祐輔、園田直、桜内義雄、宇都宮徳馬ら自民党議員、また片山哲、浅沼稻次郎、江田三郎、岡田宗司、松本治一郎ら社会党議員が接触対象であった。FLNの独立闘争を最も詳細かつ好意的に報じたのは共産党機関紙『アカハタ』であったが、FLNが共産党に個別に接触したことはまれであった。⁽²²⁾ フランス側の冷戦レトリックに利用されることを恐れたというよりも、むしろ現実的な勢力評価の結果であろう。共産党が小さな勢力であったことが、FLNの同党への関心を低くした。最も熱心な支援組織たる日本AA連帯委員会も影響力は小さく、日本でのアルジェリア連帯集会への動員もキワンの期待にはなお及ばなかった。日本の野党、労組は多くの国内課題を抱える一方、その国際的ネットワークも貧弱であるため、アルジェリアに与えうる支援はごく限られたものであった。⁽²³⁾ 強力な大衆運動であった原水爆禁止運動は、世界平和や軍縮などの一般的テーマを追求しており、植民地独立闘争への支援を求めるには必ずしも適切な場ではない。こうしてみると、FLNが専ら政府・与党相手の折衝に力を注いだのは当然であろう。

(3) 日仏友好路線の貫徹

一九五九年九月一六日、突如ドゴールはラジオ放送を通じて大きな政策発表を行った。アルジェリア人への民族自

決権の容認である。アルジェリアがとりうる選択肢として「分離 secession」⁽²⁴⁾、「フランス化 francisation」⁽²⁴⁾、「協同 association」を示した上で、その選択をアルジェリア住民に任せるといっているのである。前述のキワンと木本の会見からわずか一週間しか経っていなかった。ドゴールの選好が「協同」にあるらしいことは理解されたが、果たしてこれが何を意味するのかは明らかではなかった。

日本政府は直ちには反応しなかったが、外務省はしばらくの検討の後、このドゴール宣言を「画期的な行為である」として、日本がとるべき態度をこうまとめる。

「我が国は、自由陣営のまたAAGグループの一員として国連が本問題につきその本来の役割を果し得る様協力し、自ら求むることなき善意の助言者乃至仲介者として、終始一貫公正なる態度を貫くことが大切である。」⁽²⁵⁾

ここには国連中心主義、自由主義諸国との協調、アジアとの連帯という外交三原則が凝縮されている。フランスはついに民族自決権を公的な政策として認めるに至った。これで民族自決原則の承認という点で日仏間のギャップはなくなつたことになる。ではこれまでフランスに傾斜してきた日本はAAとの間でバランスをとり直して、再び調停者としての役割を積極的に果たすようになったらどうか。

民族自決原則の実施に際しては、アルジェリア住民の自由な意思表示の機会が保障されることが不可欠の条件であるが、その条件成立の大前提は停戦である。ドゴールにはGPRRA承認の意志がなく、日本もまた従来の不承認の方針を確認した上で、「フランスとFLN側が直接交渉によって停戦の為の合意に到達することを希望する」というのである。こうした方針の下で紛争解決に向けた日本の調停的行動が考えられるとすれば、フランスとFLNの直接交渉を可能にする環境整備くらいであろう。では国連総会で日本は決議案への対応を変えるのだろうか。

一二月四日のキワンとの会見で、金山局長は日本が今次総会でAA決議案に棄権することを通告した。同決議案に

民族自決の文言を入れたことは、キワンにとっては紛争解決の平和的交渉を促す対仏国際圧力になるはずだったが、金山によればそうした対仏圧力は却って交渉の開始を妨げるものとされた⁽²⁶⁾。対仏圧力はフランス国内のアルジェリア死守派を勢いづかせ、ドゴールの手を縛ることにつながるというのである。そうした懸念はすでにダリダンから金山に伝えられており⁽²⁷⁾、さらにパリからの古垣大使の報告にも現れている。

「国連のアルジェリア問題審議に際しあまりにも仏を非難するときは、いよいよ仏国内の左右の対立に拍車をかけ、ドゴール政権の立場を一層窮地に迫込(み)、ひいては欧州全体の安定を危うくするおそれなしとしないので、右審議に際しては以上の点を充分御考慮あらんことを希望する⁽²⁸⁾。」

対仏圧力がドゴールによるアルジェリア問題の解決を困難にするばかりか、「欧州全体の安定を危うくするおそれ」があるという古垣の危惧には、あたかもフランスが用いてきた冷戦レトリックを内面化し、自ら実践している観がある。古垣にとって「西欧植民地主義の残滓を一掃すること」は、「アラブ諸国を共産主義より引き離し、西欧側との協力体制を樹立する」ためにこそ必要であつて、それゆえ彼はアルジェリア問題をめぐるソ連の反仏化やブルギバの親西欧性について、本省の注意を喚起している⁽²⁹⁾。

フランスとFLNの双方から距離をとつてこそ、日本は効果的な調停的行動をとりうるが、フランスが民族自決原則を承認し、この点で日仏の公式的立場に相違がなくなつたことによつて、むしろ日本は調停どころかフランスの政策の全面的追認の道を歩むことになる。AAから孤立しないようにそこに再接近し、調停的役割をとろうとする国連局政治課の構想が挫折し、外務省方針が欧亜局西欧課の路線を中軸に収斂していく過程はすでに前章で見たが、ドゴールによる民族自決承認政策はその収斂を決定的なものにする。それは西欧課の日仏友好路線の勝利にほかならなかつた。

一九六〇年一月二四日、ドゴールの民族自決政策を批判したアルジェリア駐留仏軍のマッシュユ (Jacques Massu) 将軍の解任を契機に、危機感を募らせた現地極右勢力は反乱を起こしたものの、ドゴールの決然たる拒絶にあつて一週間で敗北した。FLNから見れば、この事件はドゴールのアルジェリア在住フランス人への支配力の弱さや、彼の民族自決政策の信頼性の乏しさを示すものであったが、日本にとってはそうではなかった。この事件はフランス国内でのドゴールの微妙な立場を明らかにしたが、民族自決政策を掲げるドゴールの不退転の決意を浮かび上がらせ、ドゴール支持以外に現実的選択肢がないことを日本に再確認させたのである。⁽³⁰⁾

とはいえ、この日仏友好路線にも限界がある。日本にとってAAグループへの配慮の必要がなくなるわけではないし、そもそもアルジェリア問題を国連総会で討議すべき問題だとする日本に対して、フランスが警戒心を解くことはなかった。ダリダンは日本にGPRRA承認の意志がないことを認めた上で、こう書いている。

「とはいえ日本外務省は、アルジェリア問題が純粋にフランスの国内問題だという我が国の立場を認めていない。むしろ逆に、フランス共和国大統領のイニシアチヴがこの問題をよりよい解決策へと導けないならば、その早急な解決のために介入することは平和国家の義務だとさえ考えているようだ。⁽³¹⁾」

日本に対するAAグループからの圧力は続いていた。いつまでも紛争が解決されなければ、日本はその国際圧力に抵抗できなくなろう。一九六〇年七月に池田内閣が成立するが、新外相小坂善太郎もダリダンに対して、ドゴールのアルジェリア政策を「深甚な関心をもって注視している」としながら、AAグループから様々な対日アプローチがあることを明かし、「わが国としてはこれらの諸国の感情を無視するわけにはいかない」と語っている。⁽³²⁾ 実際、ダリダンも一〇月の本省宛報告で、日本側の反応が以前ほど友好的ではなくなっていることに注意を喚起しながら、「アルジェリア問題の解決について、過去二年間寄せられてきたフランスへの大きな信頼は低下しており、日本政府はわが

国の解決策や行動の成功をあまり信じなくなっているだけに、未来への保証を得ようと考えている」と述べている。⁽³³⁾ 紛争解決のためにドゴールの行動を拘束するまいという配慮と、AAグループとのつながりを維持したいという願望との間で、日本がダブル・バインド状況にあることをフランス側も認識していた。⁽³⁴⁾ ここから生まれる日本の動揺は、ムーランでの停戦交渉(一九六〇年六月)の挫折後の閉塞状況を反映するものであった。

この状況を打開する一手を打ったのはフランスである。ドゴールは一月四日の演説で、「アルジェリア共和国」成立までの過渡的な公権力組織についての提案を国民投票に付すことを発表した。⁽³⁵⁾ 民族自決を実施する暫定的統治機構を現地人とフランス人によって作り上げようとしたのである。この一方的な試みに対してFLN側は投票ボイコットで応じたが、果たして一九六一年一月八日に本国とアルジェリアで行われた投票は、七五パーセントの賛成を引き出した。アルジェリア独立に向かう流れはこれで不可逆になる。

本稿ではこれ以後の過程を辿る必要はない。アルジェリア独立は既定路線で、フランスとFLNの間の交渉はその実現に付随する実務的条件をめぐる闘争となり、日本が関与する余地はなくなるからである。実際、七月に訪仏した小坂外相がドゴール、ドブレ、クーヴ・ド・ミュルヴィル(Maurice Couve de Murville)外相との間で行った会談では、アルジェリア問題を議論した形跡がなく、議題は専ら中国問題であった。⁽³⁶⁾ 一九六〇年の「アフリカの年」を経て、アルジェリアでの停戦が近づき、世界的な脱植民地化の波にひと区切りがつけられようとする時、日仏両国のAA世界への関心も新しい対象へ移っていた。

(1) MAE, Asie, Japon, vol. 218. Lettre, Bérard à Couve de Murville, ministre des Affaires étrangères, no. 411/AS, 6 juin 1958.

(2) MAE, MLA, vol. 41. Secrétariat général, 《Note sur le Japon et la question algérienne》, 4 juillet 1959; Télégramme, Louis Joxe,

- secrétaire général, 4 juillet 1959.
- (c) MAE, MLA, vol. 41. Télégramme, Jean Daridan, ambassadeur de France à Tokyo, no. 355/57, 17 juin 1959 ; Asie, Japon, vol. 219. Télégramme, Daridan, no. 400/402, 7 juillet 1959.
- (4) MAE, Asie, Japon, vol. 219. Note, Direction Asie-Océanie, 15 juillet 1959.
- (5) MAE, Asie, Japon, vol. 219. Conversation entre le général de Gaulle et le premier ministre japonais M. Kishi, le 22 juillet en présence de l'ambassadeur du Japon à Paris ; Télégramme, Pierre Millet, 28 juillet 1959. 外務省資料、A〇三二八、電信第三〇六号、古垣大使から藤山外相へ、一九五九年七月二四日。
- (9) MAE, Asie, Japon, vol. 219. Entretien entre M. Michel Debré et M. Nobusuké Kishi à l'Hôtel Matignon le 22 juillet 1959 de 14h 45 à 15 h 45.
- (7) MAE, Asie, Japon, vol. 219. Fiche, Direction générale des Affaires politiques, Asie-Océanie, 9 juillet 1959.
- (8) MAE, Asie, Japon, vol. 219. Note, Direction générale des Affaires politiques, Afrique-Levant, 18 juillet 1959.
- (9) MAE, MLA, vol. 41. Télégramme, Daridan, no. 461/66, 13 août 1959.
- (10) 外務省資料、A〇三二八、覚書「駐日フランス大使の外務大臣来訪に関する件」欧西、一九五九年九月三日。
- (11) MAE, MLA, vol. 41. Télégramme, Daridan, no. 483/486, 3 septembre 1959.
- (12) 外務省資料、A〇三二七、覚書「キワン・アルゼリア代表と会談の件」欧亜局長、一九五八年一〇月二五日。Kiouane, *op. cit.*, p. 49.
- (13) 藤山外相答弁。第三二回国会、衆議院外務委員会議事録、第一一号、一九五九年三月一〇日。
- (14) 外務省資料、A〇三二七、覚書「アルジェリア民族解放戦線代表の来訪に関する件」西欧課長、一九五八年一〇月一日。
- (15) 外務省資料、A〇三二七、覚書「アルジェリア仮政府極東代表アブデラマン・キワン来談の件」西欧課長、一九五九年一月二二日。Kiouane, *op. cit.*, pp. 54-55.
- (16) 『朝日新聞』一九五九年八月九日、一〇日、一五日、九月五日、八日。
- (17) 外務省記録、A〇三二七、覚書「FLN代表キワンと木本西欧課長との会談について」欧西、一九五九年九月八日。Kiouane, *op. cit.*, pp. 63-64.
- (18) Kiouane, *op. cit.*, pp. 60, 86-89.
- (19) 外務省資料、A〇三二七、覚書「FLN極東代表ベナビレスと杉浦中近東アフリカ部長心得との会談」一九六一年八月一日。

- (20) 外務省記録、A'〇三二七、覚書「第九一回外交政策企画委員会記録」一九五九年一〇月二八日。
- (21) 外務省資料、A'〇三二七、覚書「FLN極東代表ベナビレス来訪の件」中近東課、一九六一年四月二一日。覚書「FLN極東代表ベナビレスと杉浦中近東アフリカ部長心得との会談に関する件」一九六一年八月三〇日。
- (22) 数少ない一例だが、一九五九年四月にベンハビレスは淡を伴って代々木の共産党本部を訪れ、松島治重幹部会委員に支援を要請している。『アカハタ』一九五九年四月二一日。
- (23) Kiouane, *op.cit.*, pp. 38, 82, 86.
- (24) De Gaulle, *op.cit.*, pp. 117-123.
- (25) 外務省資料、A'〇三二六、覚書「アルジェリア問題の最近における推移および今後の問題点」欧亜局西欧課、一九五九年一〇月二三日。
- (26) 外務省資料、A'〇三二七、覚書「FLN極東代表キワヌと金山欧亜局長との会談録」欧西、一九五九年一二月四日。
- (27) 外務省資料、A'〇三二八、覚書「金山欧亜局長・ダリダン仏大使会談記録」金山局長口述、一九五九年一二月一一日。
- (28) 外務省資料、A'〇三二六、電信第五三六号、古垣大使から小坂外相へ、一九六〇年一〇月八日。
- (29) 外務省資料、A'〇三二六、電信第一二二号、古垣大使から小坂外相へ、一九六一年二月一七日。
- (30) 外務省資料、A'〇三二七、覚書「キワン(アルジェリア国民解放戦線極東代表)の金山欧亜局長来訪の件」欧西、一九六〇年二月八日。
- (31) MAE, MLA, vol. 41. Télégramme, Daridan, no. 725/726, 29 octobre 1960.
- (32) 外務省資料、A'〇三二八、覚書「フランス大使と大臣の会談録」一九六〇年一二月二一日。
- (33) MAE, MLA, vol. 41. Télégramme, Daridan, no. 697/700, 18 octobre 1960.
- (34) MAE, MLA, vol. 41. Note anonyme, a/s : Le Japon et le problème algérien, 20 juin 1961.
- (35) De Gaulle, *op.cit.*, pp. 256-262.
- (36) MAE, Asie, Japon, vol. 220. Note, a/s : Entretien du général de Gaulle avec Monsieur Kosaka, le 11 juillet 1961 ; Note, a/s : Entretien de M. Debré avec Monsieur Kosaka, ministre des Affaires étrangères du Japon, à l'Hôtel Matignon le 10 juillet de 15h. à 15h. 45, s. d. [juillet 1961].

結 び

日仏関係は基本的に経済的・文化的関係であり、政治的・軍事的関係が優越する日米関係とは異なっている。この根本的非政治性ゆえに、日本は対仏関係において対米関係よりも大きな行動の自由をもった。またフランスにとっても、NATO同盟国アメリカと極東の友好国日本では、対外関係において占める位置や重みがまるで違っている。要するに、日米関係、仏米関係に比べれば、日仏関係ははるかに制約の少ない関係である。この「自由な」関係を前提として、西側自由主義陣営とアジア世界の両方に属する日本は独自の行動をとることができた。

バンドン会議最終コミュニケはアルジェリア人への自決と独立の承認を求めたが、日本がこの独立運動への連帯に加わったのはいわば熟慮せざる状況的行動であった。アルジェリア問題は日本にとって利害関係を含まず、まだ国際場裡で問題化していない紛争だったからこそ、日本はこのコミットメントの意味を深刻に考える必要がなかった。この会議への参加を通じてアジアへの復帰を果たそうとした日本は、AA世界に歩調を合わせて、受動的・名目的にこの独立運動への支持を与えたのであった。

その後この紛争は国連総会で討議されるに至ったため、遅れて国連加盟した日本も無関係ではいられず、対応に苦慮することになった。日本は植民地領有国フランスとは同じ自由主義国として協調関係を維持する一方、反植民地主義を掲げるAA諸国とはアジアの一員として信頼関係を構築せねばならなかった。日本はこの両立不能な二つの課題に縛られて、フランスとAAの双方に対してダブル・ゲームを続けた。戦後日本が国際社会のなかでその地位向上をめざして定立した外交三原則（国際連合中心、自由主義諸国との協調、アジアの一員としての立場の堅持）は、この

植民地紛争を通じて初めて試練にさらされたのである。

日仏友好とAA連帯の狭間で日本がダブル・バインドの状況にあることを、フランスもFLNも見抜いていた。日本のダブル・ゲームをやめさせようと、フランスはこの紛争への共産主義の影響を訴え、FLNはその不当を主張したが、そもそも冷戦レトリックは日本にはあまり訴求力をもたなかった。アラブ・ナショナリズムが共産主義とは別物であることを日本は知っていた。

日本は国連加盟直後の第一回国連総会において、AAグループに配慮した調停的行動をとったが、第一二回総会からはAAグループに距離を置き、むしろ日仏関係の安定維持に腐心するようになった。日本は最後までGPRR承認を拒み続け、FLNとの交渉を外務省の局長・課長レベルにとどめた。西欧とAAとの「架け橋」をめざす外交原則の下に、日本の軸足がAAとの連帯よりもフランスとの友好に置かれるようになったことは否めない。第一一回総会での日本の調停的行動は東の親AA外交というべきであって、これを可能にしたのは、ジュネーブ会談以後の冷戦の緩和状況、バンドン会議での反植民地主義の奔流、スエズ戦争に際してのアラブ諸国の団結など、一九五五―五六年の国際環境であった。

日本では、利害関係のないアルジェリア問題への関心は、政治エリート層においても一般大衆においても高くはなかった。一九五五年の流行歌『カスバの女』が「ここは地の果てアルジェリア」と唄ったように、極東の日出づる国日本から見れば、日の沈む大地を意味するマグレブはあまりに遠かった。多くの日本人にとってアルジェリアは、戦前のフランス映画『望郷 (Pépé le Moko)』を通じて垣間見るしかない世界であった。

だが全体として少数とはいえ、その独立闘争に共感・連帯する日本人がいたことは記憶に値する。日本AA連帯委員会をはじめとして、政党、労働運動、平和運動、学生運動にも支援者がいた。また若き日の作家・大江健三郎は、

アルジェリア死守派極右への抗議デモの様子をパリ滞在記で伝えているし、文芸評論家・村松剛はマグレブに飛び、民族解放軍に従軍してルポルタージュを書いた。⁽¹⁾ 影響は知識人の世界にとどまらない。日活の劇映画『アラブの嵐』（一九六一年）では、石原裕次郎演ずる主人公が、旅先の中東で民族主義者と帝国主義者の争いに巻き込まれながら、民族主義者たちに協力し、「アラヤ国」の独立を導くが、これがアルジェリアを想定していることは疑いない。アルジェリア戦争は大衆文化にも影を落としていた。これはアラブ・ナシヨナリズムが当時の日本人に鮮烈な印象を与えていたことの表れであろう。A A世界との連帯は今日よりも容易に共感を呼び起こしうるテーマだったのである。

(1) 大江健三郎『世界の若者たち』新潮社、一九六二年、二二五―二二九頁。村松剛『アルジェリア戦線従軍記』中央公論社、一九六二年。

*本稿は日仏政治学会での筆者の報告「アルジェリア戦争期の日仏関係——西側陣営とA Aグループの狭間で」（二〇〇六年六月三日）を基礎としてまとめたものである。当日討論者としてコメントし、資料を提供して下さった谷口侑氏（UPF「国際フランス語ジャーナリスト連合」国際委員）にお礼申し上げます。